

現場説明書

工事名 国立青少年教育振興機構
国立磐梯青少年交流の家機械設備改修工事

国立青少年教育振興機構 財務部施設管理課		
課長	施設管理課	担当

1 工事名 国立青少年教育振興機構 国立磐梯青少年交流の家機械設備改修工事

2 工事場所 福島県耶麻郡猪苗代町五輪原7136-1 (国立磐梯青少年交流の家構内)

3 完成期限 令和4年1月20日 (木曜日)

4 一般事項

現場説明書の適用方法

- (1) ・印で始まる事項については、○印を付した事項のみ適用する。
- (2) 文中及び表中の各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については記入してある事項のみ適用する。
- (3) ——印又は×印で抹消した事項は全て適用しない。

5 施工に関する事項

(1) 工事用地

範囲は監督職員と協議の上決定し、使用にあたっては「工事用地使用許可願」を監督職員に提出して、発注者等の承諾を得ること。ただし、工事用地の借料は無償とする。

(2) 仮設物の設置等

① 仮設建物等

仮設建物等を設置するときは、「仮設物設置許可願」を監督職員に提出して発注者等の承諾を得ること。

② 障害物の撤去又は移設

障害物の撤去又は移設をするときは、別図及び監督職員の指示により行うこと。

③ 仮囲い等

仮囲い等を設けるときは、別図の位置に、図示の種類によること。

④ 監督職員事務所

・設ける (号) 設けない

号	1	2	3	4	5	6
規模 (m ²)	10内外	20内外	35内外	65内外	100内外	

⑤ 仮設物の維持管理等

仮設物は、施工、監督及び検査に便利かつ安全な材料構造でかつ関係法規に準拠して設置するものとし、常に維持保全に注意すること。

⑥ その他

- a) 工事期間中、近隣住民等第三者には、十分注意を払うこと。
- b) 既存施設や道路等を汚損もしくは破損したときは、速やかに監督職員と協議の上原状に復するものとする。
- c) 撤去工事における騒音、塵埃等には十分注意し、必要に応じて養生等の処置を講ずること。
- d) 工事車両等の運行にあたっては、安全対策について、監督職員と十分協議の上事故防止に努める。

(3) 工事用電力等

- ① 工事用電力、電話、給水、排水等は受注者において手続きの上設置し、その費用及び使用料は受注者の負担とする。
- ② 工事用電力
 - ・電力会社と協議の上引き込む
 - 構内より分岐できる
- ③ 工事用電話
 - ・構外より引込む。
 - 携帯電話にて対応する
- ④ 工事用給水
 - ・構外より引込む。 ○構内より分岐できる。 ・さく井する。 ・
- ⑤ 工事用電力、電話、給水の引き込み位置は別図により、排水は別図又は監督職員の指示による。
- ⑥ 工事に際して、学内の上水道、下水道施設を使用するときは「上(下)水道使用願」を監督職員に提出して、発注者等の承諾を得ること。
- ⑦ その他
工事用電力等を所内より分岐する場合は、受注者の負担において計量器を設置し、料金は国立警梯青少年交流の家へ納入する。

(4) 工事写真等

① 工事写真等

工事写真等は、文部科学省が定めた「工事写真撮影要領」により撮影し、次表のものを提出すること。

区 分	大 き さ	種 類	組
敷地状況写真	サービス判	カラー	1組
着工前写真	サービス判	カラー	1組
工事写真	サービス判	カラー	1組
完成写真	サービス判	カラー	1組

※ 完成写真はファイルし、表紙に工事名、工期を記入し、撮影方向等を明示した配置図、平面図を添付すること。

② 完成建物等概要図書

完成建物等概要図書は、文部科学省が定めた「完成建物等概要図書作成要領」により作成し、原図を提出すること。

③ その他

設計図書一式を、陽画製本 A3版 3部提出すること。

完成図面を国土交通省大臣官房官庁営繕部が定めた「建築CAD図面作成要領(案)」により作成し、電子媒体(CD-R等)にて提出すること。

下請負人一覧表及び使用機材発注先一覧表等を電子媒体(CD-R等)にて提出すること。

(5) その他

鍵は、各組(一組は同一鍵3本)毎に鍵札(アクリル製)を付け、キープラン及び鍵リストを添えて鍵箱(鍵掛け付き)に納めて提出すること。

6 契約に関する事項

(1) 工事請負契約基準の運用

- ① 工事請負契約基準第3の規定による、

工事費内訳明細書 {
○ 提出する。
・ 提出しない。

工 程 表 {
○ 提出する。
・ 提出しない。

- ② 工事請負契約基準第25第1項の規定により請負代金額の変更を請求する場合は、発注者又は受注者から請求のあった日から起算して、残工事の工期が2月以上ある場合とする。
- ③ 工事請負契約基準第25第2項の残工事代金額を算出する根拠となる残工事量を確認する場合において、工事の工程が受注者の責により遅延していると認められる場合は遅延していると認められる工事量を残工事量に含めないものとする。
- ④ 工事請負契約基準第29第4項にいう「請負代金額」とは、損害を負担する時点における請負代金額をいう。
- ⑤ 天災、その他不可抗力による1回の損害合計額が前項にいう請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を越えるときは20万円）に満たないものは損害合計額とみなさないものとする。

(2) 契約の保証について

落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、次の①から⑦のいずれかの書類を提出しなければならない。

- ① 契約保証金として納付するものが、現金の場合は、保管金領収証書及び契約保証金納付書
- ア 保管金領収証書は、三菱UFJ銀行渋谷支店に契約保証金の金額に相当する金額の現金を払い込んで交付を受けること。
- イ 保管金領収証書の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 出納責任者 山川 寿典**と記載するように申し込むこと。
- ウ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- エ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、契約保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程及び契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- オ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金払渡請求書を提出すること。
- ② 契約保証金の納付に代わる担保が、国債、政府の保証のある債券、銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券、日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道及び日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社が発行した債券で政府の保証のある債券以外のもの、地方債及び独立行政法人国立青少年教育振興機構が确实と認める社債の場合は、政府保管有価証券払込済通知書及び契約保証金納付書
- ア 政府保管有価証券払込済通知書は、三菱UFJ銀行渋谷支店に契約保証金の金額に相当する金額の当該有価証券を払い込んで、交付を受けること。
- イ 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 出納責任者 山川 寿典**と記載するように申し込むこと。
- ウ 請負金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- エ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保管有価証券は、独立行政法

人国立青少年教育振興機構会計規程及び契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

オ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

- ③ 契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が确实と認める金融機関が振り出し又は支払を保証した小切手、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が确实と認める金融機関が引き受け又は保証若しくは裏書をした手形である場合は、当該有価証券及び契約保証金納付書

ア 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

イ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該有価証券は、独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程及び契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

ウ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

- ④ 契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が确实と認める金融機関に対する定期預金債権の場合は、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が确实と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面及び契約保証金納付書

ア 当該債権に質権を設定し提出すること。

イ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

ウ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該債権は、独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程及び契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

エ 受注者は、工事完成後、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**から当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が确实と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面の返還を受けるものとする。

- ⑤ 債務不履行による損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書及び契約保証金納付書

ア 債務不履行による損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。

イ 保証書の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**と記載するように申し込むこと。

ウ 保証債務の内容は、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

エ 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

オ 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。

カ 保証期間は、工期を含むものとする。

- キ 保証債務履行請求の有効期間は、保証期間経過後6カ月以上確保されるものとする。
- ク 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- ケ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、金融機関等から支払われた保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程及び契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- コ 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成後、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**から保証書（変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還すること。
- ⑥ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券
- ア 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に保険金を支払うことを約する保険である。
- イ 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- ウ 保険証券の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**と記載するように申し込むこと。
- エ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- オ 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
- カ 保険期間は、工期を含むものとする。
- キ 請負代金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- ク 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保険金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程及び契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- ⑦ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券
- ア 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
- イ 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**と記載するように申し込むこと。
- ウ 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- エ 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
- オ 保証期間は、工期を含むものとする。
- カ 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- キ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程及び契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (3) 請負代金債権の債権譲渡
この工事の受注者は、下請セーフティーネット債務保証又は地域建築業経営強化融資制度のいずれかに係る融資を受けることを目的として、請負代金債権の債権譲渡を申し出ることができるものとする。
- (4) 下請契約の締結
受注者は、下請負人を使用する場合は、「建設工事標準下請契約約款」（昭和52年4月26日中央建設業審議会決定）に準拠した適切な下請契約を締結すること。また、「建設業法令遵守ガ

イドライン（改訂）-元請負人と下請負人の関係に係る留意点-」（平成20年9月国土交通省総合政策局建設業課）により適切な取引をすること。

(5) 建設産業における生産システム合理化指針の遵守等について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成3年2月5日付け建設省経構発第2号の3建設省建設経済局長通知）において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。また、下請代金の支払については発注者から受取った前払金の下請建設業者に対する均てん、下請代金における現金比率の改善、手形期間の短縮等その適正化について特段の配慮をすること。

(6) 監督職員の権限

工事請負契約基準第9第2項第1号から第3号に示す範囲とする。

(7) 請負代金の支払

請負代金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構財務部財務課から2回以内に支払うものとする。

(8) 請負代金の前払い

公共工事の前払金保証事業会社と保険契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「10分の4」以内の額の前払金を請求することが出来る。~~また、前払金の支払を受けた後、公共工事の前払金保証事業会社と保険契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「10分の2」以内の額の間前払金を請求することができる。~~

(9) 瑕疵担保

① 工事請負契約基準第39第2項ただし書に規定する構造耐力上主要な部分とは、建物の基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材（筋かい、方づえ、火打材、その他これらに類するものをいう。）、床版、屋根版又は横架材（はり、けたその他これらに類するものをいう。）で、当該建物の自重若しくは積載荷重、積雪、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支えるものとする。

② 工事請負契約基準第39第2項ただし書に規定する雨水の浸入を防止する部分とは、以下のものとする。

ア 建物の屋根若しくは外壁又はこれらの開口部に設ける戸、わくその他の建具

イ 雨水を排除するため建物に設ける排水管のうち、当該建物の屋根若しくは外壁の内部又は屋内にある部分

(10) 工事関係保険の締結

この工事の受注者は、速やかに、次の付保条件により、**組立保険契約（共済その他これに準じる機能を有するものを含む。）**締結すること。

① 保険対象

工事請負契約の対象となっている工事全体とすること。

② 保険契約者

受注者とすること。

③ 被保険者

発注者並びに受注者及びそのすべての下請負人（リース仮設材を使用する場合には、リース業者を含む。）とすること。

④ 保険金額

請負代金額と同額とすること。ただし、支給材料又は貸与品の価額が算入されていないときはその新調達価額を加算し、保険の目的に含まれない工事の費用（解体撤去工事費、用地費、補償費等をいう。）が算入されているときはその金額を控除すること。

⑤ 保険金支払額の控除額（免責額）

請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を超えるときは20万円）未満とすること。

⑥ 保険金請求者

受注者とすること。

⑦ 保険期間

工事着手の日から工事目的物の完成引渡しの日までの期間とすること。

⑧ 特約条項

ア 同一発注者による同一工事場内における分離発注工事の隣接工区受注者相互間の求償権不行使特約を付帯すること。

イ ~~水災危険担保特約を付帯すること。~~

ウ 次の付保条件により、損害賠償責任担保特約を付帯（請負業者賠償責任保険その他これに準じる機能を有するものを付保することを含む。）すること。

（ア）対人賠償保険金額は、1名につき1億円以上かつ1事故につき10億円以上とすること。

（イ）対物賠償保険金額は、1事故につき1億円以上とすること。

（ウ）発注者受注者相互間の交差責任担保特約を付帯すること。

（エ）分離発注工事の隣接工区に対する賠償責任担保特約を付帯すること。

⑨ その他

ア ここで示す付保条件は、工事関係保険として最低限必要と思われる付保条件であり、受注者が受注者の判断でこれ以上の付保条件で工事関係保険を付保することを妨げるものでない。ただし、当該付保条件についても発注者が指示したものとみなす。

イ 建物の建築工事の受注者は、分離発注される当該建物の付帯設備工事の受注者と協議の上、建築工事の受注者が保険契約者となり、付帯設備工事の受注者を被保険者に加え、一括して建設工事保険契約を締結することも可能である。

ウ 受注者が工事関係保険契約を締結したときは、遅滞なく、その保険証券を発注者に提示すること。ただし、総括契約方式による付保の場合は、保険会社の引受証明を発注者に提示すること。

エ 工事関係保険契約締結後に設計変更等により工事期間又は請負代金額に変更を生じた場合などには、速やかに、付保条件について変更の手続をとること。

7 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構が発注する建設工事（以下「発注工事」という）において、暴力団員、暴力団員準構成員又は暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という）による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合には、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。

8 その他

- (1) 工事实績情報サービス（CORINS）への登録

この工事の受注者は、工事契約内容及び施工内容について契約締結後10日以内に、登録内容に変更があったときは登録内容に変更が生じた日から10日以内に、完成引渡しについて完成引渡し後10日以内にそれぞれの情報を財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報サービス（CORINS）への登録すること。

- (2) 公共事業労務費調査への協力

毎年定期的実施される公共事業労務費調査への協力を依頼することがあるので、労働基準法第108条による賃金台帳を整備しておくこと。

なお、賃金台帳の整備にあたっては、全国建設業協会刊「建設現場の賃金管理の手引き」によること。

- (3) 建設業退職金共済制度について

建設業退職金共済組合に加入するとともに、その建設業退職金共済制度の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。また、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。

- (4) 工事成績評定について
この工事は、文部科学省が定めた工事成績評定要領（平成20年1月17日付け19文科施第370号）による工事成績評定の対象工事である。
- (5) ~~ワンデーレスポンスの実施について~~
~~この工事はワンデーレスポンスの実施対象工事である。~~
- ① ~~ワンデーレスポンスとは、発注者からの質問、協議に対して、発注者は、基本的に「その日のうちに」回答するよう対応することである。なお、即日回答が困難な場合に、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうちに」することを含むものとする。~~
- ② ~~受注者は、実施工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。~~
- ③ ~~受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。~~
- (6) 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間について
- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議の上定める。
- ② 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。
- (7) 現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間について
- ① 工事請負契約基準第10第3項に規定する現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないとは、以下のものとする。
- ア 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。）。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議の上、定める。
- イ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、発注者に通知した日とする。
- ウ 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。
- エ 工事現場において作業等が行われていない期間。
- ② 工事請負契約基準第10第3項に規定する発注者との連絡体制が確保されるとは、発注者又は監督職員と携帯電話等で常に連絡が取られること、かつ、発注者又は監督職員が求めたときは、工事現場に速やかに向かう等の対応が取られることとする。
- ③ その他請負契約の締結後、監督職員と協議の上、現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間を定める。
- (8) 特別重点調査を受けた者との契約について
「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」（平成21年3月31日大臣官房文教施設企画部長通知）に基づく特別重点調査を受けた者との契約については、その契約の保証については請負代金の10分の3以上とし、前払金の割合については、請負代金額の10分の2以内とする。ただし、工事が進捗した場合の中間前払金及び部分払の請求を妨げるものではない。
- (9) 引渡し後点検について
受注者は、完成引渡し後1年経過を目途に、施設の不具合の有無等について点検を行うも

のとする。

(10) 設計図書の取扱い

本工事の設計図書の取扱いは以下によるものとする。

- ① 図書の取扱い、保管は、善良なる管理者の注意義務を負うことに同意すること。
- ② 目的以外の使用は禁止とすること。
- ③ 図書を複写する場合、その部数は必要最低限とし、複写した図書は用済み後責任を持って確実に処分すること。

(11) 質疑応答

① 現場説明会を実施しない場合

ア 質疑がある場合には提出

書面により令和3年8月23日（月曜日）17時までに 国立青少年教育振興機構財務部施設管理課へ提出する。

イ 質疑応答の電子メール又はFAXの送付日時

令和3年8月27日（金曜日）午前12時まで

② ~~現場説明会を実施する場合~~

~~質疑の提出：書面により平成 年 月 日 時までに 大学 部（課） 係へ提出する。~~

~~回 答：平成 年 月 日 時~~

~~回 答 場 所：国立青少年教育振興機構管理部財務課施設管理室~~

~~なお、質疑の有無にかかわらず、質疑書を提出し、回答日時には必ず出席すること。~~

~~(12) この工事は、数量公開の対象工事であり、予定価格のもととなる工事費内訳書等から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したもの（以下「数量書」という。）を参考資料（参考数量）として公開、提供する。~~

~~数量書は、見積を行うために必要な図面及び仕様書の交付と同時に公開する。~~

~~この数量書に対する質問がある場合において、次により提出するものとする。~~

~~なお、上記(12)質問書と数量書に対する質問書は区別して提出するものとする。~~

~~また、数量書に対する質問において、数量の差異等に係る質問については、差異の根拠となる数量を算出した過程を示す資料も合わせて提出するものとする。~~

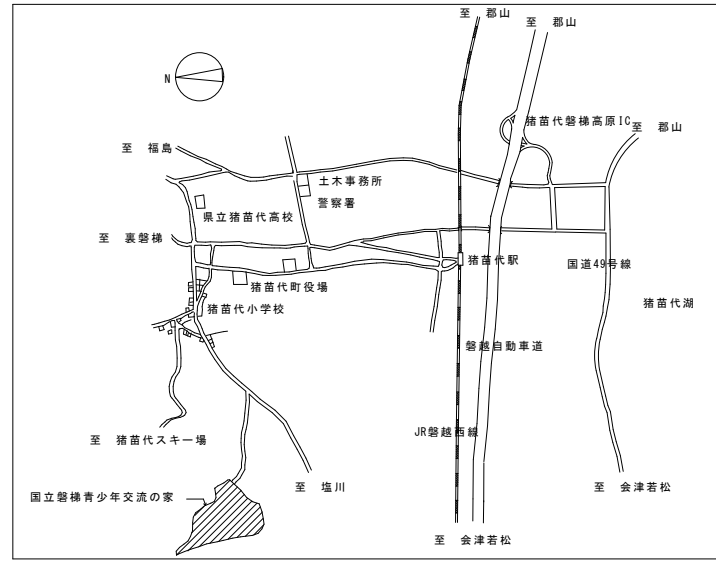
~~① 提出日時：令和 年 月 日（ 曜日）の17時まで~~

~~持参する場合は、上記期間の日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の10時から17時までに行うこと。~~

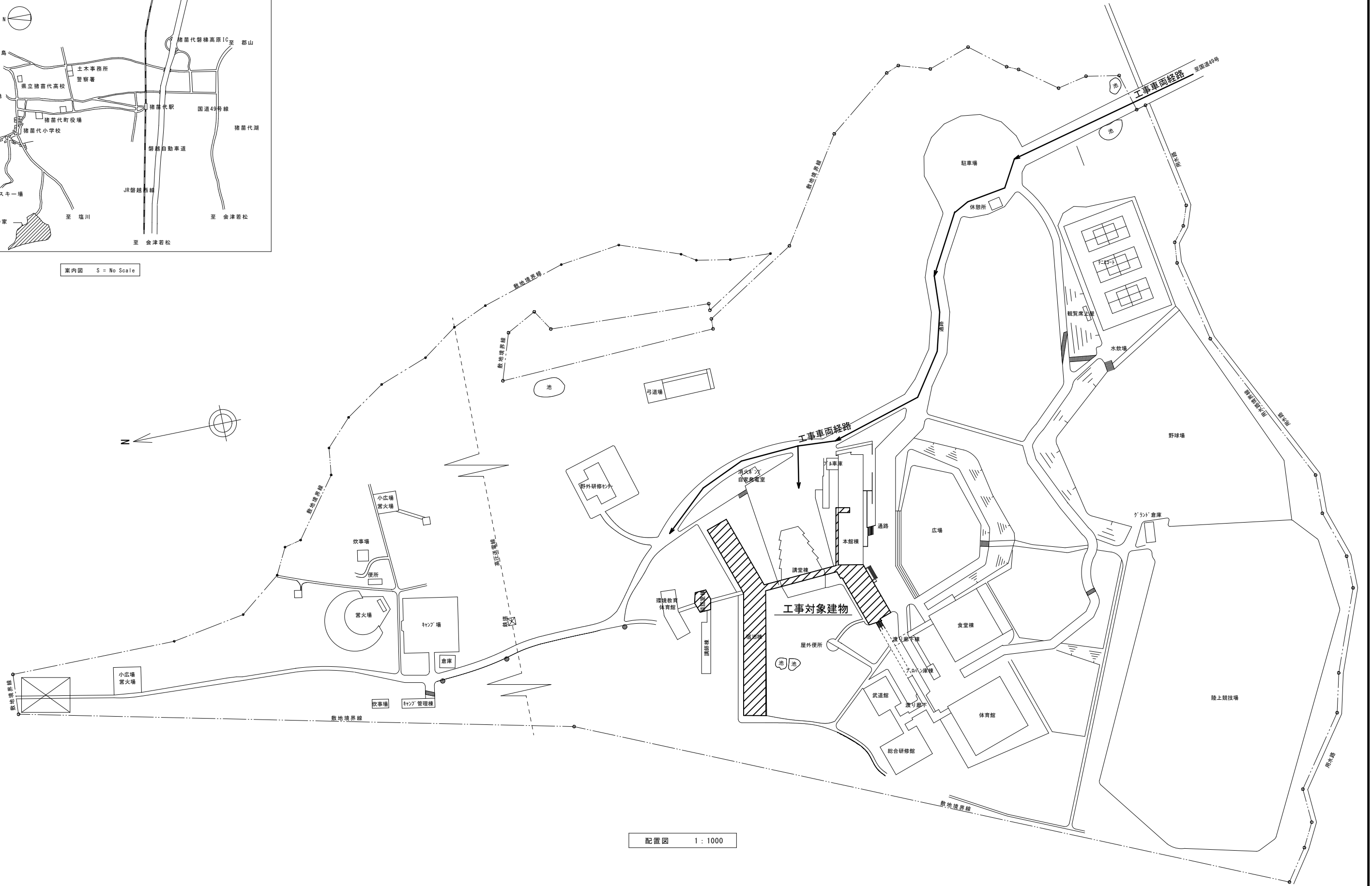
~~② 提出先：国立青少年教育振興機構管理部財務課施設管理室へ提出する。~~

~~③ 提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期間内必着。）により提出するものとする。~~

~~④ 回答書：数量書に対する質問書への回答書は、電子メール又はFAXにて通知する。~~



案内図 S = No Scale



配置図 1 : 1000

有限会社 オヤマツ設計事務所

一級建築士事務所
新潟県知事登録
(イ) 第5129号
一級建築士登録
第 362384 号
中野 元

承認	審査	検図	製図	特記

改訂番号	改訂月日	改訂内容

独立行政法人国立青少年教育振興機構		
施設管理課長	施設管理課	担当

業務番号	工事名称
	国立青少年教育振興機構 国立登梯青少年交流の家機械設備改修工事
図面名称	仮設計画図

縮尺	1/1000
図面区分	機械設備
図面番号	M-00

国立青少年教育振興機構 国立磐梯青少年交流の家機械設備改修工事

図面リスト

図面	図面名称	図面	図面名称
M-00	表紙・図面リスト	M-15	衛生設備 各棟位置図
M-01	機械設備特記仕様書 1	M-16	衛生設備 談話棟 1階トイレ平面詳細図、機器表（改修前、改修後）
M-02	機械設備特記仕様書 2	M-17	衛生設備 宿泊棟（西側）1階トイレ平面詳細図（改修前、改修後）
M-03	配置図、案内図	M-18	衛生設備 宿泊棟（西側）2階トイレ平面詳細図（改修前、改修後）
M-04	空調設備 機器表、系統図	M-19	衛生設備 宿泊棟（東側）1階トイレ平面詳細図（改修前、改修後）
M-05	空調設備 宿泊東棟 配管1階平面図	M-20	衛生設備 宿泊棟（東側）2階トイレ平面詳細図（改修前、改修後）
M-06	空調設備 宿泊西棟 配管1階平面図	M-21	衛生設備 本館棟 2階・3階トイレ平面詳細図（改修前、改修後）
M-07	空調設備 宿泊東棟 配管2階平面図		
M-08	空調設備 宿泊西棟 配管2階平面図		
M-09	空調設備 計装システム系統図		
M-10	空調設備 宿泊東棟 計装1階平面図		
M-11	空調設備 宿泊西棟 計装1階平面図		
M-12	空調設備 宿泊東棟 計装2階平面図		
M-13	空調設備 宿泊西棟 計装2階平面図		
M-14	空調設備 計装全体平面図		

令和 3 年度

発注：独立行政法人国立青少年教育振興機構

有限会社 オヤマツ設計事務所

有限会社 オヤマツ設計事務所 <small>一級建築士事務所 新潟県知事登録 (イ) 第5129号 一級建築士登録 第 362384 号 中野 元</small>	承認	審査	検図	製図	特記	改訂番号	改訂月日	改訂内容	独立行政法人国立青少年教育振興機構	業務番号	工事名称 国立青少年教育振興機構 国立磐梯青少年交流の家 機械設備改修工事	縮尺	図面 区分 図面 番号	機械設備 M-00
										表紙・図面リスト		N/S		

国立磐梯青少年交流の家機械設備改修工事

I 工事概要

1. 工事場所 福島県耶麻郡猪苗代町宇五輪原7136-1
2. 完成期限 令和 4年 1月 31日 (月 曜日)

3. 建物概要				
建物名称	宿泊棟	講堂棟	本館棟	
工種	改修	改修	改修	
構造	RC造	RC造	RC造	
階数	地上2階	3階建	3階建	
建築基準法による	建築面積 (㎡)			
	延べ面積 (㎡)	2,364.00	1,573m2	8,240m2
消防法施行令別表第一の区分	改修面積 (㎡)	2,364.00	44m2	51m2
	建物使用の有無			

4. 工事種目 (●印の付いたものが対象工事種目)				
工事種目	建物別及び屋外			
	宿泊棟	講堂棟	本館棟	屋外
●空気調和設備	一式			
○換気設備				
○排煙設備				
○自動制御設備				
●衛生器具設備	一式	一式	一式	
●給水設備	一式	一式	一式	
●排水設備	一式	一式	一式	
○給湯設備				
○消火設備				
○ガス設備				
○雨水利用設備				
●撤去工事	一式	一式	一式	

5. 指定部分 ●無 ○有 対象部分 (指定部分工期 年 月 日)
6. 概成工期 ●無 ○有 令和 年 月 日 (曜日) (第1編1.1.2) [第1編1.1.2]

7. 設備概要 (●印の付いたものを適用する)	
方式及び種別	設備概要
空調方式	●空冷ヒートポンプエアコン (電気式)
換気方式	○天井換気扇
給水方式	●加圧給水方式
排水方式	●建物内分流式 (実験排水系統、高温水系統、汚水・雑排水系統)
給湯方式	○ガス湯沸器 (シャワー系統)
消火設備	○屋内消火栓設備、連結送水管設備
ガスの種類	○都市ガス13A

II 工事仕様

1. 共通仕様
 - (1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構発注工事請負契約規則第二章第19条の工事請負契約基準、現場説明書、図面 枚及び本特記仕様書2枚によるほか、●印の付いたものを適用する。
 - 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) (平成31年版) (以下「標準仕様書」という。)
 - 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) (平成31年版) (以下「改修標準仕様書」という。)
 - 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) (平成31年版) (以下「標準図」という。)
 - 文部科学省機械設備工事標準仕様書(特記基準) (平成31年版) (以下「文科仕様書」という。)
 - 文部科学省機械設備工事標準図(特記基準) (平成31年版) (以下「文科標準図」という。)
 - 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) (平成31年版) (以下「改修標準仕様書」という。)
 - 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) (平成31年版) (以下「標準図」という。)
 - 文部科学省電気設備工事標準仕様書(特記基準) (平成31年版) (以下「文科仕様書」という。)
 - 工事写真撮影要領(令和元年7月)

- (2) 建築工事及び電気設備工事を本工事に含む場合は、それぞれの特記仕様書を適用する。なお、建築工事の特記仕様書は() 図、電気設備工事の特記仕様書は() 図による。

2. 特記仕様
 - (1) 本特記仕様書の表記
 - 1) 項目及び特記事項は、●印の付いたものを適用し、○印の付いたものは適用しない。
 - 2) 項目に記載の(第 編) 内表示番号は、標準仕様書の該当項目番号を示す。
 - 3) 項目に記載の[第 編] 内表示番号は、改修標準仕様書の該当項目番号を示す。
 - 4) 項目に記載の<第 編> 内表示番号は、文科仕様書の該当項目番号を示す。

章	項目	特記事項
●	●適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ○風圧力 風速 (V0= 34 m/s) 地表面粗度区分 (Ⅲ) ○積雪荷重 建設省告示第1455号における区域 別表 (二十四) この工事現場に、下記のいずれかの電気保安技術者を選任する。
	●電気保安技術者 (第1編1.3.2) [第1編1.3.2]	この工事現場に、下記のいずれかの電気保安技術者を選任する。
	●施工条件 (第1編1.3.3) [第1編1.3.3]	本工事は「 <u>居ながら施工</u> 」となるため、騒音・振動・塵埃・臭気等の発生を最小限にすると共に、給水・排水・ガス等の切替は施設の運営に影響が少ない時間帯に行うこととする。また、利用者の状況によっては各棟各階連続して施工ができない場合もあるため、事前の調整が必要となる。
	●環境への配慮 (第1編1.4.1) [第1編1.4.1]	(1) 本工事において、「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律 (平成12年法律第100号)」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針 (平成31年2月閣議決定)」に定める特定調達品目の分野「公共工事」の品目を調達する場合は、判断の基準等を満たすものとする。 (2) 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ①合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しない又は発生が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ②接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③接着剤は、可塑性 (フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑性剤を除く) が添加されていない材料を使用する。 ④①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 (3) 設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三种」とは次の③又は④に該当する材料を指す。 ①建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ②建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ④建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 (4) 機器の性能は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (建築物省エネ法) に基づいた性能基準を満たすものとする。
	●機材の品質等 (第1編1.4.2) [第1編1.4.2]	(1) 本工事に使用する機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。
	○機材の検査等 (第1編1.4.5~6) [第1編1.4.5~6]	監督職員が行う機材の検査及び機材検査に伴う試験は下記による。
	○施工調査 (第1編1.5.1~3)	事前調査 ○本工事 ○別途 調査内容 ○既存資料調査 調査範囲 ○図示 ○ 調査方法 ○図示 ○
	○埋め戻し土・盛土 (第2編4.2.1) [第2編7.1.1]	○根切り土の良質土 ○山砂の類 以下の配管は、管の周囲に山砂の類を施す。 ○埋め戻し土の良質土 ○山砂の類 以下の配管は、管の周囲に山砂の類を施す。
	○建設発生土の処理方法 (第2編4.2.1) [第2編7.1.1]	○構内敷きならしとする。 ○構外に搬出し、適切に処分する。
	○地中埋設標等 (第2編2.7.1~3)	(1) 地中埋設標 ○要 (図示による) ○不要 (2) 埋設表示テープ ○要 (排水管を除く) ○不要

- 技能士 (第1編1.5.2) [第1編1.6.2]
- 施工の検査等 (第1編1.5.4~6) [第1編1.6.5~7]
- 技術検査 (第1編1.6.2) [第1編1.7.2]
- 完成時の提出図書 (第1編1.7.1~2) [第1編1.8.1~3]
- 安全に関する資料 (第1編1.7.3) [第1編1.8.4]
- 他工事又は他工種との取り扱い
- 電動機 (第2編1.2.1) [第2編1.2.1]
- 電源周波数 ●50Hz ○60Hz
- 容量等の表示
- 総合試運転調整 (第2編1.3.1~3) [第2編1.3.1~3]
- 足場その他 (第2編4.1.1) [第1編2.1.1]
- 埋め戻し土・盛土 (第2編4.2.1) [第2編7.1.1]
- 建設発生土の処理方法 (第2編4.2.1) [第2編7.1.1]
- 地中埋設標等 (第2編2.7.1~3)

施工部分	検査	立会	試験	備考
	○	○	○	
	○	○	○	
	○	○	○	

工事完成後提出する完成図等の種類及び提出部数は下記による。

名称	体裁等	部数
●完成図	原図、縮小原図	1
●完成図	見開きA3版複製本	2
※完成図	製本	2
●施工図	原図	1
●施工図	見開きA3版複製本	2
※機器完成図	製本	2
※各種試験成績書	製本	2
※諸手続き書類(写)	製本	2
※保全指導書	製本	2
●工事写真帳	電子媒体・紙媒体(ファイル綴じ)	1

CADデータ (●要 ○不要)
※印は一冊にまとめてよい。
本工事は、次の書類について電子納品の対象とする。
●上記完成図書一式

貸与する設計図のCADデータ著作権者名: ファイル形式:
貸与条件: 貸与するCADデータを本工事における施工図又は完成図の作成の為にのみ使用しないこと。
提出方法:

図面に特記なき場合は、工事区分表による。

換気扇、圧力扇及び標準仕様書に記載なく特記のないものの電動機の保護規格は、製造者規格による標準品としてよい。

●50Hz ○60Hz

(1) 機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。
(2) 電動機出力、燃料消費量、圧力損失等は、原則として表示された数値以下とする。

●本工事 ○別途
調整項目 (測定箇所等は監督職員の指示による。)
○風量調整 ○水量調整 ○室内外空気の温湿度の測定
○室内気流及びびじんあいの測定 ○騒音の測定 ○飲料水の水质の測定
○雑用水の水质の測定 ○

○別契約の関係受注者が設置したものは無償で使用できる。
○本工事で設置する。(図参照)
「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。
○内部足場 (○種 ○種) ○外部足場 (○種 ○種)
○搬入経路・ELV内、及び既設RC壁・床等の孔明けの際は、ビニールシート又はプラベニア等で適切な養生を行い、周囲を汚損しないよう配慮すること。又、清掃は毎日の作業終了後必ず行うこと。

○根切り土の良質土 ○山砂の類
以下の配管は、管の周囲に山砂の類を施す。
○埋め戻し土の良質土 ○山砂の類
以下の配管は、管の周囲に山砂の類を施す。

○構内敷きならしとする。 ○構外に搬出し、適切に処分する。

(1) 地中埋設標 ○要 (図示による) ○不要
(2) 埋設表示テープ ○要 (排水管を除く) ○不要

- 耐震措置
- 配管 (第2編第2章) [第2編第2章] <第2編1.1.1> <第2編2.1.1>
- 絶縁継手 (第2編2.2.12) [第2編2.2.1.1]
- 試験 (第2編2.9.1~5) [第2編2.7.1~5]
- 保温 (第2編3.1.1~6) [第2編3.1.1~3]
- 塗装 (第2編3.2.1) [第2編3.2.1]
- 電線類 (第2編4.7.1)
- 電線の色別 (第2編2.1.3) (第3編1.1.4) [第2編2.1.4]
- 既存駆体への穿孔 (第2編5.2.1)

設計用標準水平震度				
機器種別	○特定の施設		○一般の施設	
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階 屋上及び塔屋	機器 2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	防振支持の機器	2.0	2.0	1.5
	水槽類	2.0	1.5	1.0
地階・1階	機器	1.5	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.0
水槽類	機器	1.5	1.0	0.6
	水槽類	1.0	0.6	0.4
地階・1階	防振支持の機器	1.0	1.0	0.6
	水槽類	1.5	1.0	0.6

・上層階とは2~6階建の場合は最上階、7~9階建の場合は上層2階、10~12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階とする。
・中間階とは地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの
・水槽類にはオイルタンクを含む。
・重要機器は次による。
消火等の防災機能を果たす設備機器

(2) 設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の1/2とする。
(3) 吊りボルト等で吊り下げる機器は1m以上となる場合、全て振れ止めを行うこと。

(1) ステンレス鋼管の接合は、下記による。
○呼び径60Su以下 (OSAS322を満足した継手 ○)
(2) 溶接部の非破壊検査 ○不要 ○要

標準仕様書第2編によるほか次による。ただし、各工事種目で別に指定されたものは除く。
○多湿箇所は下記による。
○共同構内の保温種別は下記による。

次の露出配管は、塗装又は記載の仕上げとする。
○屋外: ○金属電線管 (○溶融亜鉛が付仕上げ[付着量300g/㎡以上])
○指定色塗装
○配管架台 (○溶融亜鉛が付仕上げ)
○ペンタキャップ (○指定色塗装)
○屋内: ○ (○指定色塗装 ○)

配線及び主回路の導体の色別は、次による。
○標準仕様書による。
○配線及び主回路の導体の色別は、下記による。

電気方式	第1相	第2相	第3相	中性相
高圧 三相3線式	赤	白	青	
低圧 三相3線式	赤	接地側 白	黒	
	赤	青	黒	白
単相2線式	赤(青)	接地側 白		
単相3線式	赤	青		白
直流2線式	青	白		

(1) 分岐回路の色別 分岐前の色別による。
(2) 発電回路の第2相 (接地側の電線の色は黄色とする (無停電回路含む))
(3) 切替回路の2次側 規定しない。
(4) 漏電遮断器回路の接地 専用接地極とした時の接地線は、監督職員と協議し、一般接地線と色別を区別する。

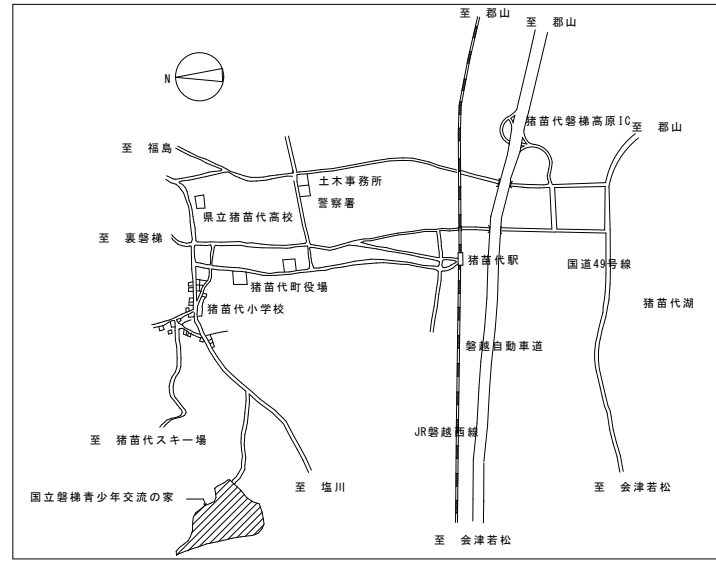
共通事項 配線(1)~(4)による。

左右・上下及び遠近の別は、正面から見た状態
ア) 左右の別は、左からとする。
イ) 上下の別は、上からとし、直流2線式は、下からとする。
ウ) 遠近の別は、近いほうからとし、直流2線式は、遠いほうからとする。

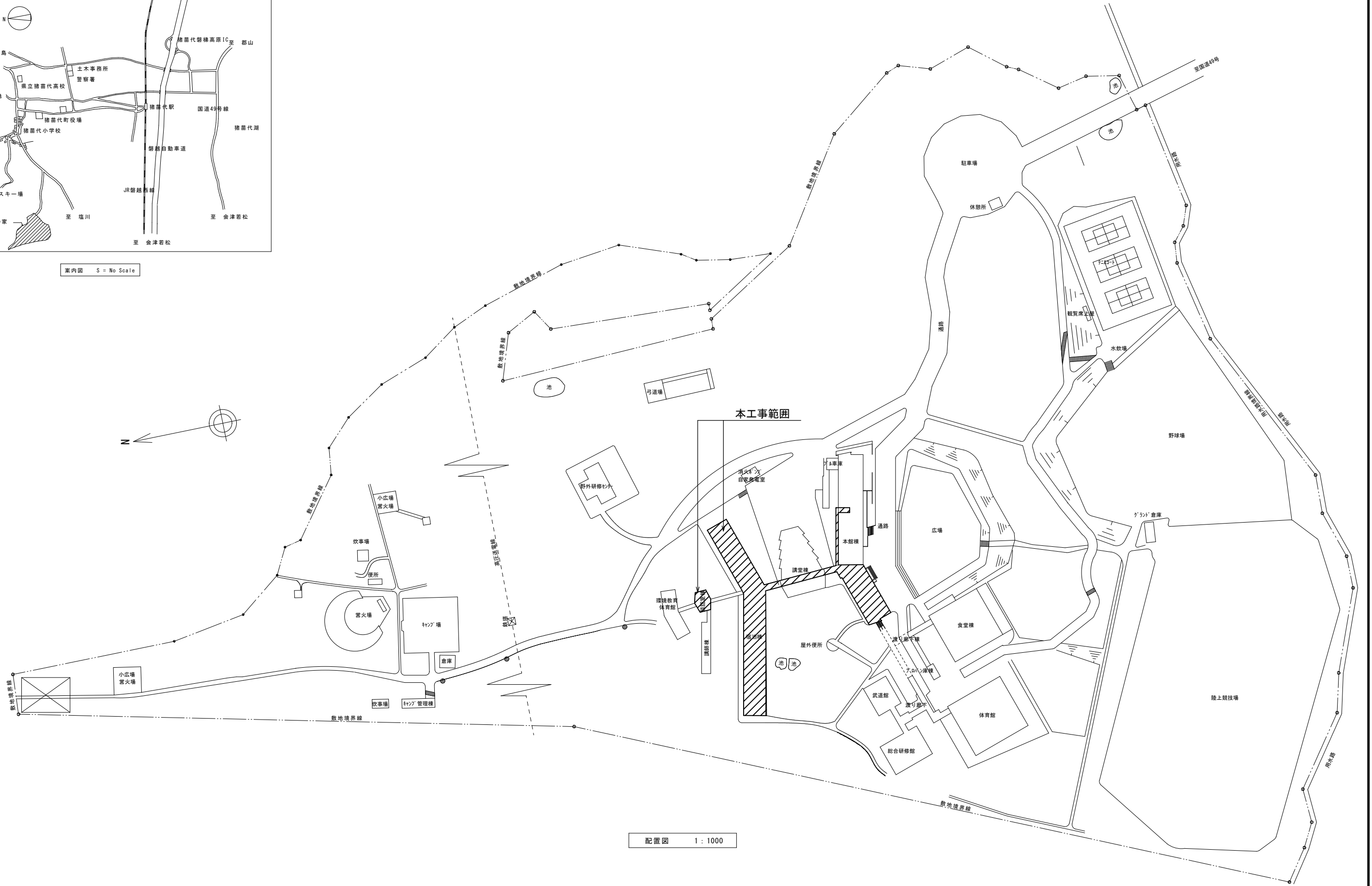
備考
(a) 配電盤類については、次による。
(1) 左右、遠近の別は、各回路部分における主となる開閉器の操作側又はこれに準ずる側から見た状態とし、分電盤類による。
(2) 三相回路又は単相3線式回路より分岐する回路は分岐前の色別による。
(3) 三相交流の相は、第1相、第2相、第3相の順に相回転するものとする。
(b) 接地線の色別は、本表によること。
(c) 接地線の色別は、監督職員の承諾を受けると。

穿孔機械を使用し既存駆体に穿孔する場合は、金属探知により電源供給が停止できる付属装置等を用いて施工する。
●はつり工事及び穿孔作業を行う場合は、事前に下記の方法により埋設物調査を行い、監督職員に報告する。
○走査式埋設物調査 ●放射線透過検査

<p>● 空気調和設備</p> <p>● 設計温湿度</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="2">外 気</td> <td colspan="4">屋 内</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">一般系統</td> <td colspan="2">一般系統</td> <td colspan="2">一般系統</td> </tr> <tr> <td></td> <td>温度</td> <td>湿度</td> <td>温度</td> <td>湿度</td> <td>温度</td> <td>湿度</td> </tr> <tr> <td>夏季</td> <td>36.4℃</td> <td>61.6%</td> <td>28.0℃</td> <td>成行</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>0.3℃</td> <td>47.4%</td> <td>19.0℃</td> <td>成行</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>○ 鋼板製煙道 (第3編1.1.3) [第3編1.1.1]</p> <p>○ ダクト (第3編1.14.1 ~3) [第3編1.2.1]</p> <p>○ チャンバー (第3編1.14.4) [第3編1.2.1]</p> <p>○ ダンパー (第3編1.15.6 ~14) [第3編1.3.1]</p> <p>● 配管材料 (第2編2.1.1 ~2) [第2編2.1.1] <第2編2.1.1></p> <p>○ 弁類 (第2編2.2.1 ~6) [第2編2.1.1]</p> <p>○ 油面制御装置 (第2編2.3.5)</p> <p>● 保温及び消音内貼 (第2編3.1.1 ~2) [第2編3.1.1] [第2編3.1.3]</p>		外 気		屋 内					一般系統		一般系統		一般系統			温度	湿度	温度	湿度	温度	湿度	夏季	36.4℃	61.6%	28.0℃	成行			冬季	0.3℃	47.4%	19.0℃	成行			<p>○ 排煙設備</p> <p>○ ダクト (第3編1.14.1) [第3編1.2.1]</p> <p>○ 排煙口の形式</p> <p>○ 排煙口開放及び復帰方式</p> <p>○ 排煙風量測定</p> <p>○ 自動制御設備</p> <p>○ システム構成その他</p> <p>○ 電気計装用配線 (第4編1.5.1) [第4編1.2.1]</p> <p>○ 衛生器具設備</p> <p>○ 自動洗浄装置及びその組み込み小使器具</p> <p>○ 自動水栓の電源種別 (第5編1.1.7) [第5編1.1.1]</p> <p>○ 衛生器具ユニット (第5編1.1.3) [第5編1.1.1]</p> <p>● 給水設備</p> <p>● 配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]</p> <p>○ 量水器 (第2編2.2.16) [第2編2.1.1]</p> <p>○ 量水器樹 (第5編1.8.4) [第5編1.1.1]</p> <p>● 弁類 (第2編2.2.1 ~6) [第2編2.2.1]</p> <p>○ 水栓柱 (第2編2.2.23) [第2編2.1.1]</p> <p>○ 管の地中埋設深さ (第2編2.7.2) [第2編2.5.2]</p> <p>○ 建築物導入部</p> <p>○ 引込納付金等</p> <p>○ 給水装置</p>	<p>○ 垂鉛鉄板 ○ 普通鋼板 (厚1.6mm)</p> <p>○ パネル形 (○天井取付 ○壁取付)</p> <p>○ スリット形 (○天井取付 ○壁取付)</p> <p>○ ダンパー形 (○天井内取付 ○)</p> <p>○ 電気式 (遠隔操作 ○要 ○不要)</p> <p>建築設備定期検査業務基準書 2016年版 (一財)日本建築設備・昇降機センター)の排煙風量の検査方法に準じる。</p> <p>別図による。</p> <p>別図による。</p> <p>別図による。</p> <p>配管材料は (○下記による。● 図示による。)</p> <p>(1) 一般配管 ○</p> <p>(2) 地中埋設配管 ○</p> <p>(3) 水道直結配管 ○引き込みは水道事業者の指定により、量水器以降の地中埋設配管は (○) とし、他の部分は (1) による。</p> <p>○ 親メーター (○現地表示式 (直読式) (○貸与品 ○))</p> <p>○ 子メーター (○現地表示式 (直読式) (○買取り ○))</p> <p>○ 水道事業者指定品 (○ 貸与品 ○買取り) ○ 標準図M/C形</p> <p>● 図面に特記なき場合の耐圧は、5K とする。</p> <p>○ ステンレス鋼管に取り付ける弁類は、ステンレス製とする。</p> <p>● 水道直結部分の耐圧は、10K とする。</p> <p>○</p> <p>○ 建築物導入部の変位吸収方法は、標準図 (建築物導入部の変位吸収配管要領) による。</p> <p>(○ (a) ○ (b) ○ (c))</p> <p>○ 別図による。</p> <p>○ 要 (○本工事 () ○別途) ○不要</p> <p>○ 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 (平成26年2月28日厚生労働省令第15号) における基準適合部品を用いること。</p>	<p>● 配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]</p> <p>○ 弁類 (第2編2.2.1 ~6) [第2編2.1.1]</p> <p>○ 保温 (第2編3.1.5) [第2編3.1.3]</p> <p>○ 配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]</p> <p>○ 屋内消火栓種別 (第5編1.5.2) [第5編1.2.1]</p> <p>○ 屋内消火栓開閉弁 (第5編1.5.2) [第5編1.2.1]</p> <p>○ 地中埋設配管の接合</p> <p>○ 保温 (第2編3.1.5) [第2編3.1.3]</p> <p>○ 不活性ガス消火設備 (第5編1.5.6) [第5編1.2.2]</p> <p>○ 粉末消火設備 (第5編1.5.9)</p> <p>○ 配管材料 (第6編2.1.1) [第6編2.1.1] [第6編3.1.1]</p> <p>○ メーター (第6編2.1.7) [第6編2.1.1]</p> <p>○ ガス漏れ警報器 (第6編2.1.3) [第6編2.1.1]</p> <p>○ 一般事項 (第11編1.1.1 ~3) [第11編2.2.1] [第11編2.2.1] ~2.3.1)</p>	<p>○ 排水設備</p> <p>○ 台所流し等の排水管</p> <p>○ 満水試験継手</p> <p>○ 放流納付金等</p> <p>○ 給湯設備</p> <p>○ 弁類 (第2編2.2.1 ~6) [第2編2.2.1]</p> <p>○ 保温 (第2編3.1.5) [第2編3.1.3]</p> <p>○ 配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]</p> <p>○ 屋内消火栓種別 (第5編1.5.2) [第5編1.2.1]</p> <p>○ 屋内消火栓開閉弁 (第5編1.5.2) [第5編1.2.1]</p> <p>○ 地中埋設配管の接合</p> <p>○ 保温 (第2編3.1.5) [第2編3.1.3]</p> <p>○ 不活性ガス消火設備 (第5編1.5.6) [第5編1.2.2]</p> <p>○ 粉末消火設備 (第5編1.5.9)</p> <p>○ 配管材料 (第6編2.1.1) [第6編2.1.1] [第6編3.1.1]</p> <p>○ メーター (第6編2.1.7) [第6編2.1.1]</p> <p>○ ガス漏れ警報器 (第6編2.1.3) [第6編2.1.1]</p> <p>○ 一般事項 (第11編1.1.1 ~3) [第11編2.2.1] [第11編2.2.1] ~2.3.1)</p>	<p>○ 特殊ガス等設備工事</p> <p>○ 一般事項 <第5編1.1.1 ~2></p> <p>○ 機材 <第5編2.1.1 ~2.4.3></p> <p>○ 施工 <第5編3.1.1 ~3.2.8></p> <p>○ システム構成その他</p> <p>○ 配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]</p> <p>○ 量水器 (第2編2.2.16) [第2編2.1.1]</p> <p>○ 弁類 (第5編1.5.1) [第5編1.1.1]</p> <p>○ 事前調査 (第7編1.2.1)</p> <p>○ 掘削 (第7編2.1.1) (第7編3.1.1)</p> <p>○ 試験 (第7編3.1.4)</p> <p>● 撤去工事</p> <p>○ 発生材の処理等 [第1編5.1.1 ~2]</p>	<p>1) ガスの種別は、下記による。</p> <p>○ 窒素ガス (○高純度 ○一般) ○ヘリウムガス (○高純度 ○一般)</p> <p>○ 酸素ガス (○高純度 ○一般) ○ 酸素ガス (一般)</p> <p>○ アルゴンガス (○高純度 ○一般) ○ 炭酸ガス (一般)</p> <p>○ 圧縮空気 (○高純度 ○一般) ○ 圧縮空気 (空気圧縮機)</p> <p>別図による</p> <p>配管材料は (○下記による。○ 図示による。)</p> <p>(1) 一般配管 ○</p> <p>(2) 集水管 ○</p> <p>○ 現地表示式 (直読式) ○ 遠隔表示式 (パルス式)</p> <p>○ 図面に特記なき場合の耐圧は、5K とする。</p> <p>下記の項目について事前調査を行う。</p> <p>○ 掘削工法は下記による。</p> <p>○ パーカッション式</p> <p>○ ローターリー</p> <p>○ ダウンチホールハンマ式</p> <p>○ 回転振動式</p> <p>○ ローターリーパーカッション式</p> <p>地中熱交換器挿入完了後の水圧試験は下記による。</p> <p>● 改修後に使用しない既設開口孔埋め・補修は本工事とし、タッチアップ等の仕上げは別途建築工事とする。</p> <p>● アスベスト撤去処分は関係法令等に基づき適切に処理すること。</p> <p>● 図示による。</p> <p>発生材の処理は、下記による</p> <p>(1) 引渡しを要するもの</p> <p>1) 品 名 金属くず、陶磁器くず、廃プラスチック類</p> <p>2) 引渡し先 任意による (産業廃棄物運搬許可免許を有すること)</p> <p>3) 集積場所 任意による (材質により中間処分、最終処分が可能であること)</p> <p>4) 集積方法 任意による</p> <p>(2) 特別管理産業廃棄物</p> <p>1) 品 名 2) 処理方法</p> <p>(3) 現場において再利用するもの</p> <p>1) 品 名 2) 使用場所</p> <p>(4) 再生資源化するもの</p> <p>1) 品 名 2) 処理方法</p> <p>(5) その他の発生材</p> <p>1) 品 名 : 全発生材 2) 処理方法 : 関係法令に従い適切に処理</p>
		外 気		屋 内																																					
	一般系統		一般系統		一般系統																																				
	温度	湿度	温度	湿度	温度	湿度																																			
夏季	36.4℃	61.6%	28.0℃	成行																																					
冬季	0.3℃	47.4%	19.0℃	成行																																					
<p>○ 換気設備</p> <p>○ ダクト (第3編1.14.1 ~3) [第3編1.2.1] <第3編1.2.1 ~4></p> <p>○ ダンパー (第3編1.15.6 ~14) [第3編1.3.1]</p> <p>○ シールする排気ダクトの系統</p> <p>○ チャンバー (第3編1.14.4) [第3編1.2.1]</p> <p>○ 保温 (第2編3.1.4) [第2編3.1.3]</p>	<p>○ 図示による。</p> <p>○ 低圧ダクト (○コーナーボルト工法 (長辺の長さが1,500mm以下の部分) (○アングルフランジ工法))</p> <p>○ スパイラルダクト (○低圧 ○)</p> <p>○ 高圧ダクト (範囲は図示による。)</p> <p>○ 厨房系統の排気ダクトは、標準仕様書第3編2.2.2.2のダクトの板厚の項より1番手厚いものとする。(範囲は図示による。)</p> <p>空気調和設備の当該項目による。</p> <p>○ 厨房系統 ○ 浴室 (シャワー室、脱衣所を含む)</p> <p>○ D/C用排気ダクト及び動物室排気ダクトはB+Cシールを追加で施すこと。</p> <p>空気調和設備の当該項目による。</p> <p>○ 外気取入れダクトの保温範囲は全てとする。</p> <p>○ 排気ダクトの保温範囲は外壁から1mとする。</p>	<p>埋設深さ (管の上端深さ) は原則として、</p> <p>車両通行部分は (○600mm ○ mm)</p> <p>その他の部分は (○300mm ○ mm) 以上とする。</p> <p>○ 建築物導入部</p> <p>○ 引込納付金等</p> <p>○ 要 (○本工事 () ○別途) ○不要</p> <p>○ 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 (平成26年2月28日厚生労働省令第15号) における基準適合部品を用いること。</p>	<p>○ 都市ガス ○ 液化石油ガス</p> <p>○ 親メーター (○実測式 ○パルス式) (○貸与品 ○)</p> <p>○ 子メーター (○実測式 ○パルス式) (○買取り ○)</p> <p>○ 本工事 (図示による) ○ 別途工事</p> <p>外部警報端子 (○無 ○有)</p> <p>1) ガスの種別は、下記による。</p> <p>○ 酸素 ○ 亜酸化窒素 (笑気) ○ 治療用空気 ○ 二酸化炭素</p> <p>○ 吸引 (○ 水封式 ○ 油回転式) ○ 麻酔ガス排除 (排ガス)</p> <p>○ 圧縮空気 (○ 治療用 ○ 手術器械駆動用)</p> <p>○ 手術器械駆動用窒素</p>	<p>● 撤去内容 [第1編4.1.1 ~4.2.4]</p> <p>○ 発生材の処理等 [第1編5.1.1 ~2]</p>	<p>○ 機材 <第5編2.1.1 ~2.4.3></p> <p>○ 施工 <第5編3.1.1 ~3.2.8></p> <p>○ システム構成その他</p> <p>○ 配管材料 (第2編2.1.2) [第2編2.1.1]</p> <p>○ 量水器 (第2編2.2.16) [第2編2.1.1]</p> <p>○ 弁類 (第5編1.5.1) [第5編1.1.1]</p> <p>○ 事前調査 (第7編1.2.1)</p> <p>○ 掘削 (第7編2.1.1) (第7編3.1.1)</p> <p>○ 試験 (第7編3.1.4)</p> <p>● 撤去工事</p> <p>○ 発生材の処理等 [第1編5.1.1 ~2]</p>																																				
<p>有限会社 オヤマツ設計事務所</p> <p>一般建築士事務所 新潟県知事登録 (イ) 第5129号 一般建築士登録 第 382384 号 中野 元</p>	承認	審査	検閲	製図	特記	改訂番号	改訂月日	改訂内容	独立行政法人国立青少年教育振興機構	業務番号	工事名称 国立青少年教育振興機構 国立登校青少年交流の家機械設備改修工事	図面名称 特記仕様書2	縮尺 N/S	図面区分 機械設備	図面番号 M-02																										



案内図 S = No Scale



配置図 1 : 1000

有限会社 オヤマツ設計事務所

一級建築士事務所
新潟県知事登録
(イ) 第5129号
一級建築士登録
第 362384 号
中野 元

承認	審査	検図	製図	特記

改訂番号	改訂月日	改訂内容

独立行政法人国立青少年教育振興機構		
施設管理課長	施設管理課	課長

業務番号	工事名称
	国立青少年教育振興機構 国立磐梯青少年交流の家機械設備改修工事
図面名称	案内図・配置図

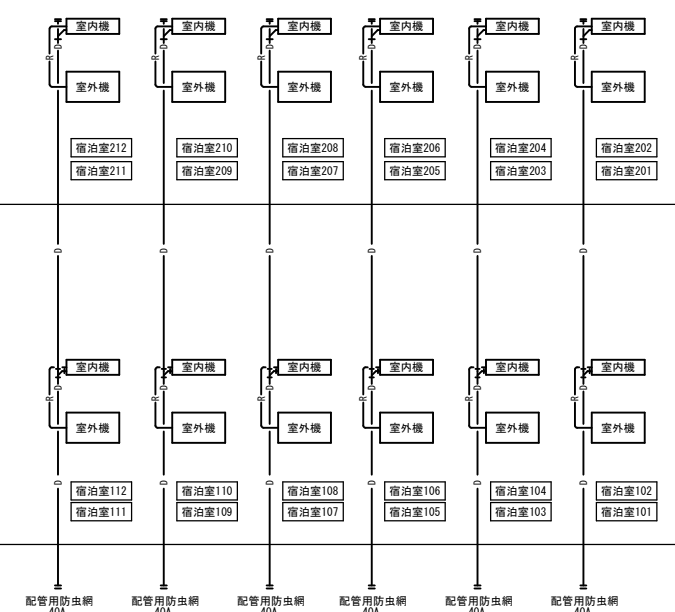
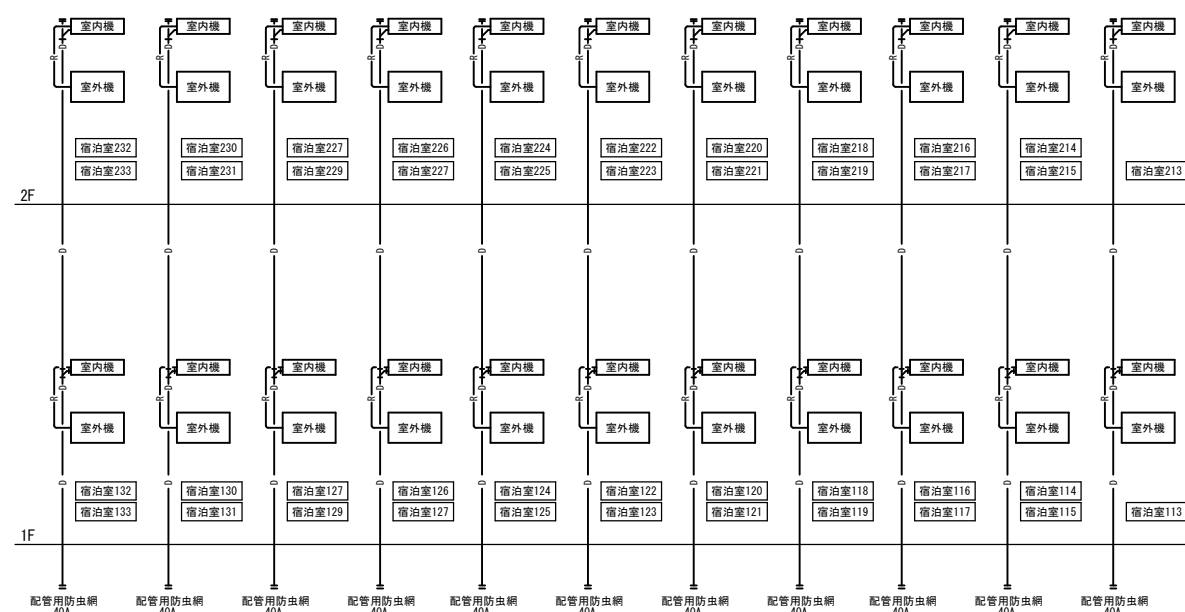
縮尺	1/1000
図面区分	機械設備
図面番号	M-03

《 空調設備機器表 》

記号	名称	仕様	電源 (50Hz)		設置場所	備考
			台数	消費電力 (w)		
EHP-1	ルームエアコン	形式	66	200	宿泊棟全個室	※消費電力は参考値とする。
		仕様	1	880		※最大電流値：20A(参考)
		付属品		920		
		壁面用据付架台、防雪フード 集中制御用アダプター、標準付属品一式				
SC-1	集中コントローラー	仕様	3	100	本棟1階事務室	
		32リモコングループ制御 タッチパネル式 (5インチ程度) (グループ毎操作：発停、ロック、温度調整、冷暖モード切替)				

宿泊西棟

宿泊東棟





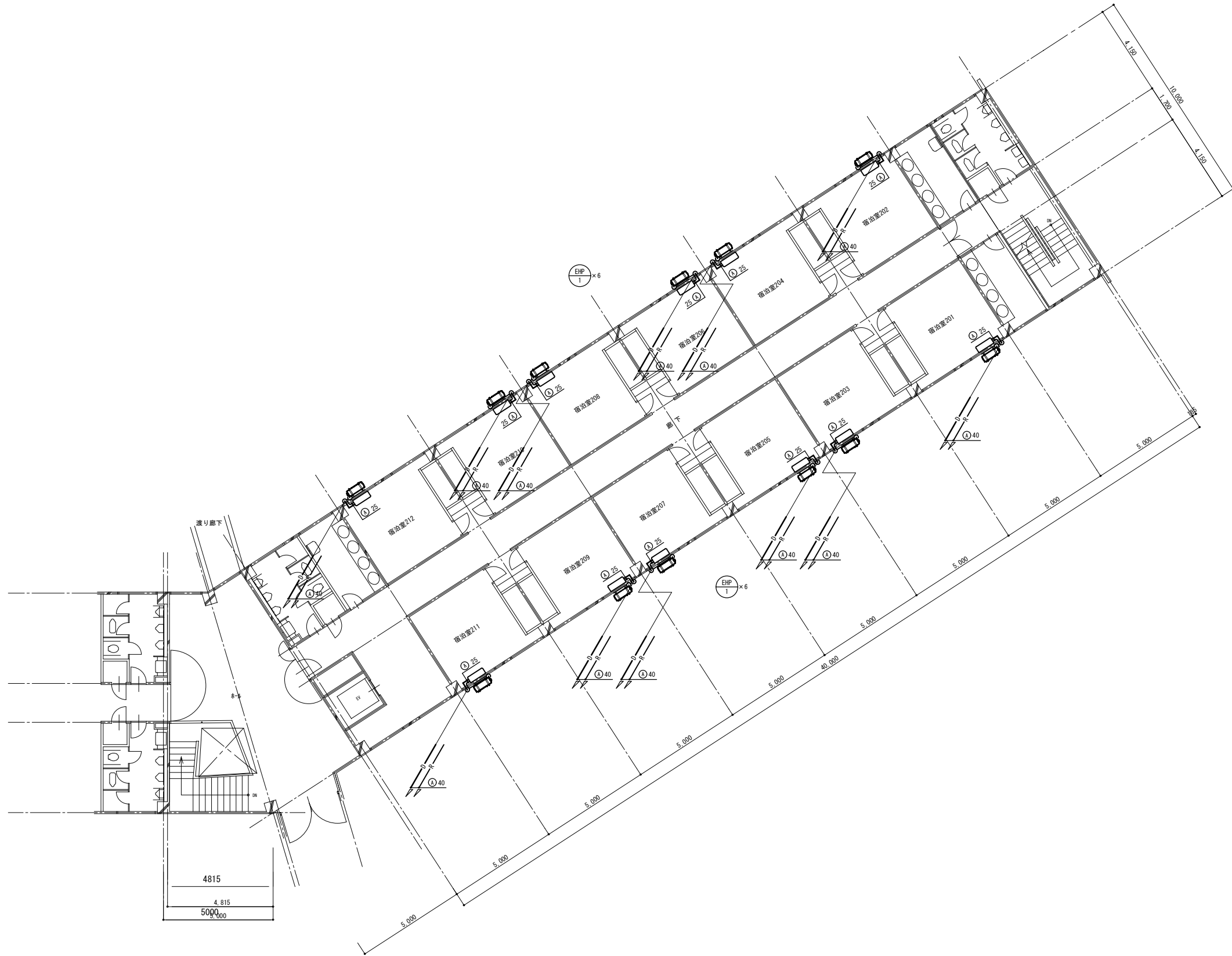
宿泊棟 1階平面図 S=1/100

冷暖配管サイズ表

記号	配管径
①	9.5φ . 6.4φ

※配管の外壁貫通箇所(各部屋1か所)は、機械はつり補修(φ100×150L)による。
 ※屋内外の配管露出部は樹脂化粧カバー(100×70程度)にて保護のこと。

宿泊棟参考立面図 S=1/50



宿泊東棟 2階平面図 S=1/100

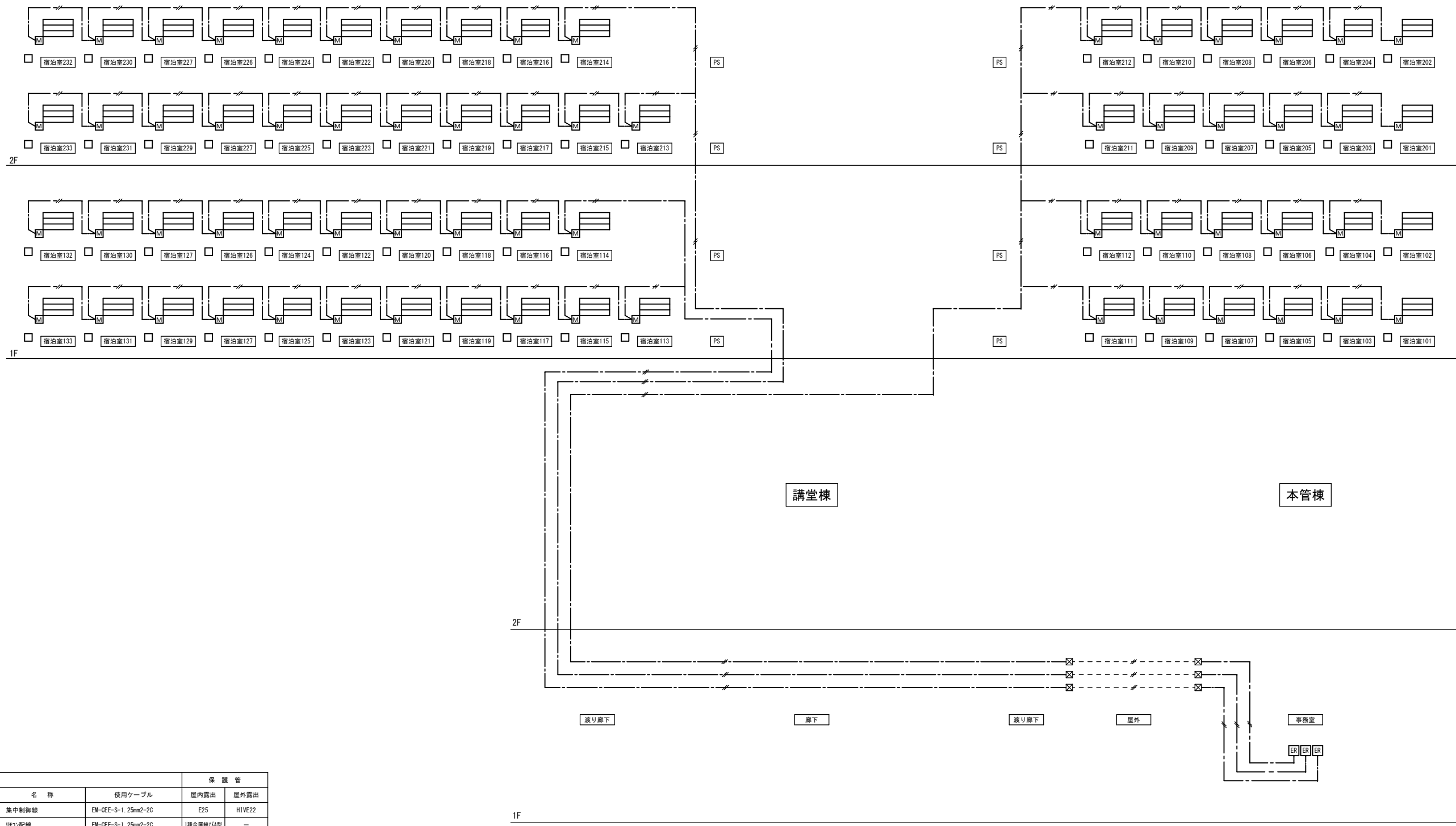
冷暖配管仕様表

記号	配管径
①	9.5φ . 6.4φ

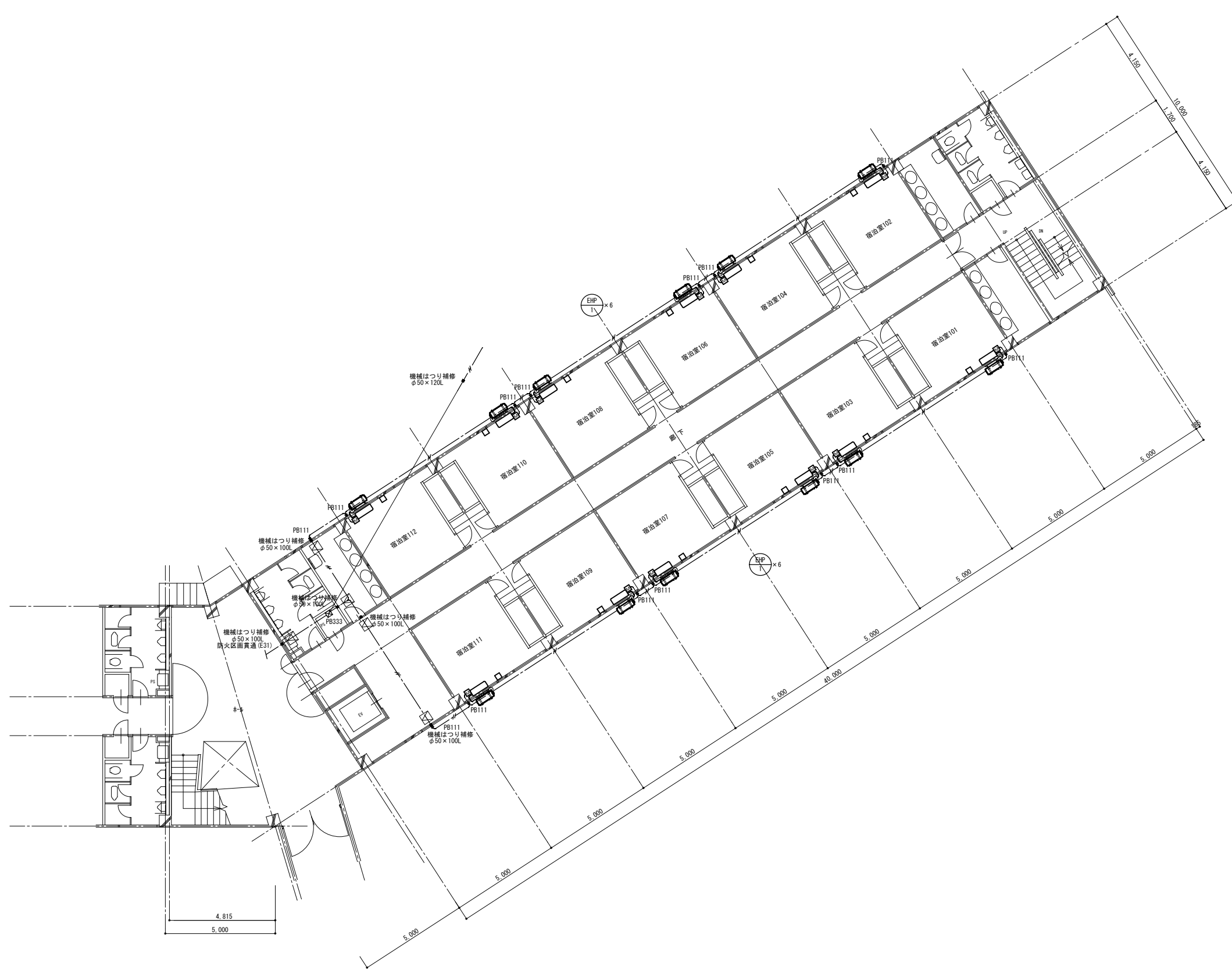
※配管の外壁貫通箇所(各部屋1か所)は、機械はつり補修(φ100×150L)による。
 ※屋内外の配管露出部は樹脂化粧カバー(100×70程度)にて保護のこと。

宿泊西棟

宿泊東棟



ケーブル凡例		保護管	
記号	名称	使用ケーブル	屋内露出 / 屋外露出
—	集中制御線	EM-CCE-S-1. 25mm2-2C	E25 / HIVE22
---	9芯配線	EM-CCE-S-1. 25mm2-2C	1種金属線1F4型 / —
—	17芯室内機・室外機操作線	EM-EEF-2. 0mm2-3C	冷媒管共巻 / 冷媒管共巻
△	天井点検口 450×450		
⊗	プルボックス		
■	機械はつり箇所		
⊠	集中制御用アダプター		
□	ワイヤレスリモコン		
⊞	集中リモコン		



宿舎東棟 1階平面図 S=1/100

ケーブル凡例			保護管	
記号	名称	使用ケーブル	屋内露出	屋外露出
—	集中制御線	EM-OEE-S-1. 25mm2-2C	E25	HIVE22
—	17m室内機・室外機操作線	EM-EEF-2. 0mm2-3C	冷媒管共巻	冷媒管共巻
△	天井点検口	450×450		
□	プルボックス			
■	機械はつり箇所			
⊕	集中制御用アダプター			
□	ワイヤレスリモコン			

有限会社 オヤマツ設計事務所

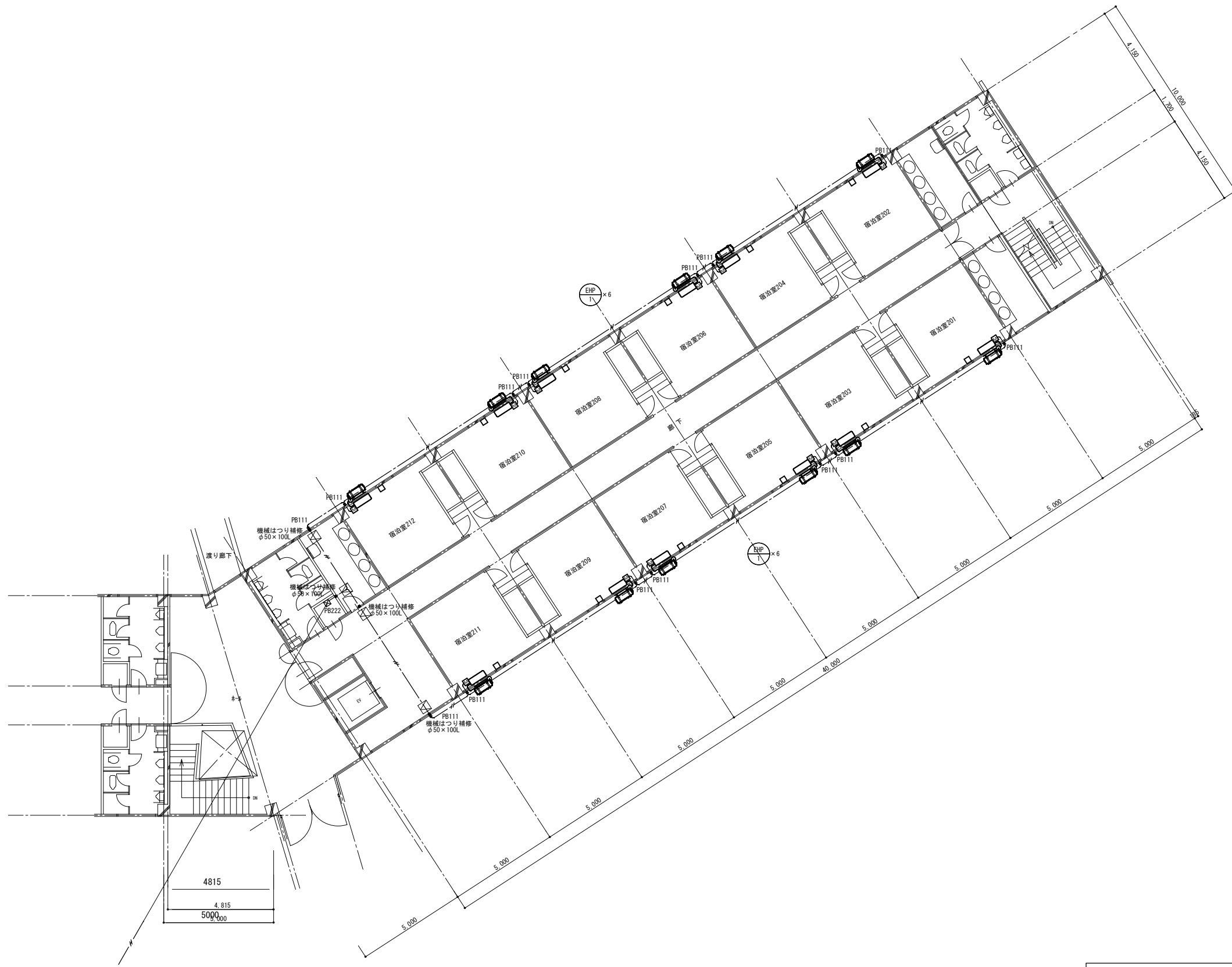
一級建築士事務所
新潟県知事登録
(イ) 第5129号
一級建築士登録
第 382384 号
中野 元

承認	審査	検図	製図	特記

改訂番号	改訂月日	改訂内容

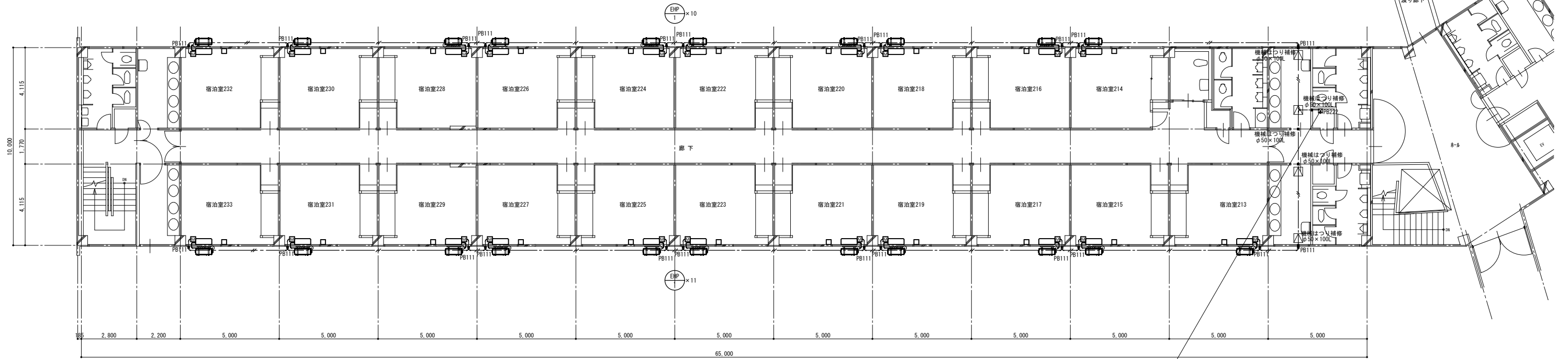
独立行政法人国立青少年教育振興機構	業務番号	工事名称
施設管理課長	施設管理課	施設管理課
		国立青少年教育振興機構 国立磐梯青少年交流の家機械設備改修工事

図面名称	縮尺	図面区分	機械設備
空調設備 宿舎東棟 計装1階平面図	1/100	図面区分	図面番号
			M-10



宿舎東棟 2階平面図 S=1/100

ケーブル凡例			保護管	
記号	名称	使用ケーブル	屋内露出	屋外露出
—	集中制御線	EM-OEE-S-1.25mm2-2C	E25	HIVE22
—	273室内外機・室外機操作線	EM-EEF-2.0mm2-3C	冷媒管共巻	冷媒管共巻
□	天井点検口 450×450			
⊠	ブルボックス			
■	機器はつり箇所			
⊞	集中制御用アダプター			
□	ワイヤレスリモコン			



宿泊西棟 2階平面図 S=1/100

ケーブル凡例			保護管	
記号	名称	使用ケーブル	屋内露出	屋外露出
—	集中制御線	EM-OEE-S-1. 25mm2-2C	E25	HIVE22
—	173)室内機-室外機操作線	EM-EEF-2. 0mm2-3C	冷媒管共巻	冷媒管共巻
□	天井点検口	450×450		
□	プルボックス			
■	機械はつり箇所			
□	集中制御用アダプター			
□	ワイヤレスリモコン			

有限会社 オヤマツ設計事務所

一級建築士事務所
新潟県知事登録
(イ)第5129号
一級建築士登録
第382384号
中野 元

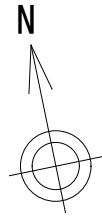
承認	審査	検図	製図	特記

改訂番号	改訂月日	改訂内容

独立行政法人国立青少年教育振興機構		
施設管理課長	施設管理課	担当

業務番号	工事名称
	国立青少年教育振興機構 国立磐梯青少年交流の家機械設備改修工事

図面名称	縮尺	図面区分	機械設備
空調設備 宿泊西棟 計装2階平面図	1/100	図面区分	機械設備

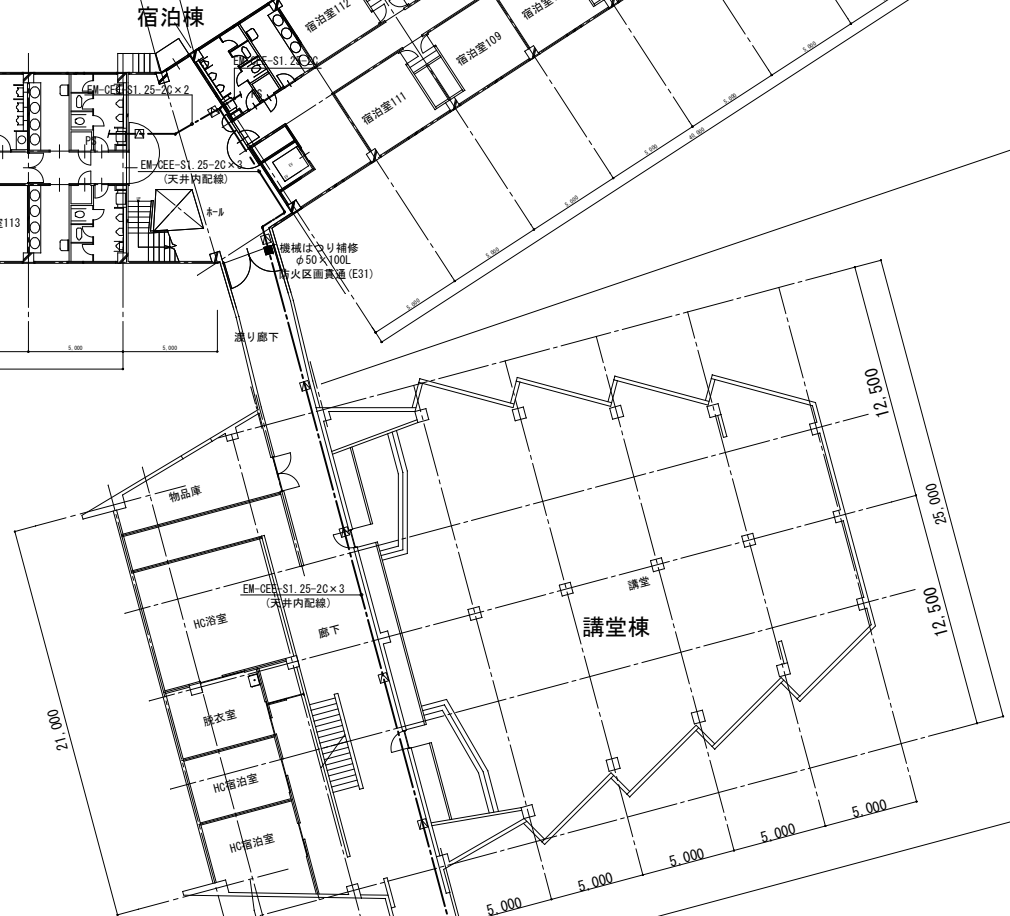
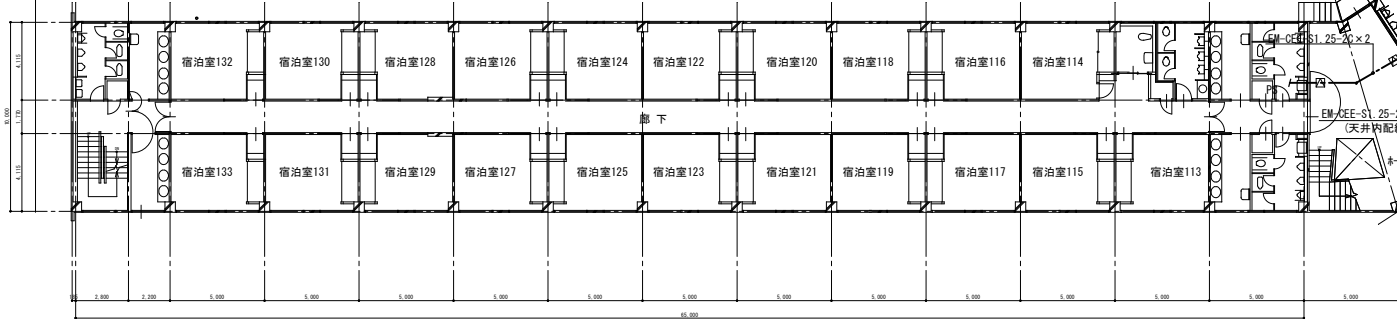


リター-宿泊棟

談話室棟

宿泊棟

消火ポンプ
自家発電室



ケーブル凡例			保護管	
記号	名称	使用ケーブル	屋内露出	屋外露出
—●—	集中制御線	EM-CCE-S-1.25mm ² -2C	E25	HIVE22
---●---	リコ配線	EM-CCE-S-1.25mm ² -2C	1種金属編入型	—
—●—	エアコン内機・室外機操作線	EM-EEF-2.0mm ² -3C	冷媒管共巻	冷媒管共巻
△	天井点検口 450×450			
□	ブルボックス			
■	機械はつり箇所			
⊕	集中リモコン			

※) 集中リモコンの位置は任意の位置にて調整するものとする。

屋外便所

ブル車庫

本館棟

風除室

通路

武道館

計装 1・2階平面図 S=1/200

有限会社 オヤマツ設計事務所

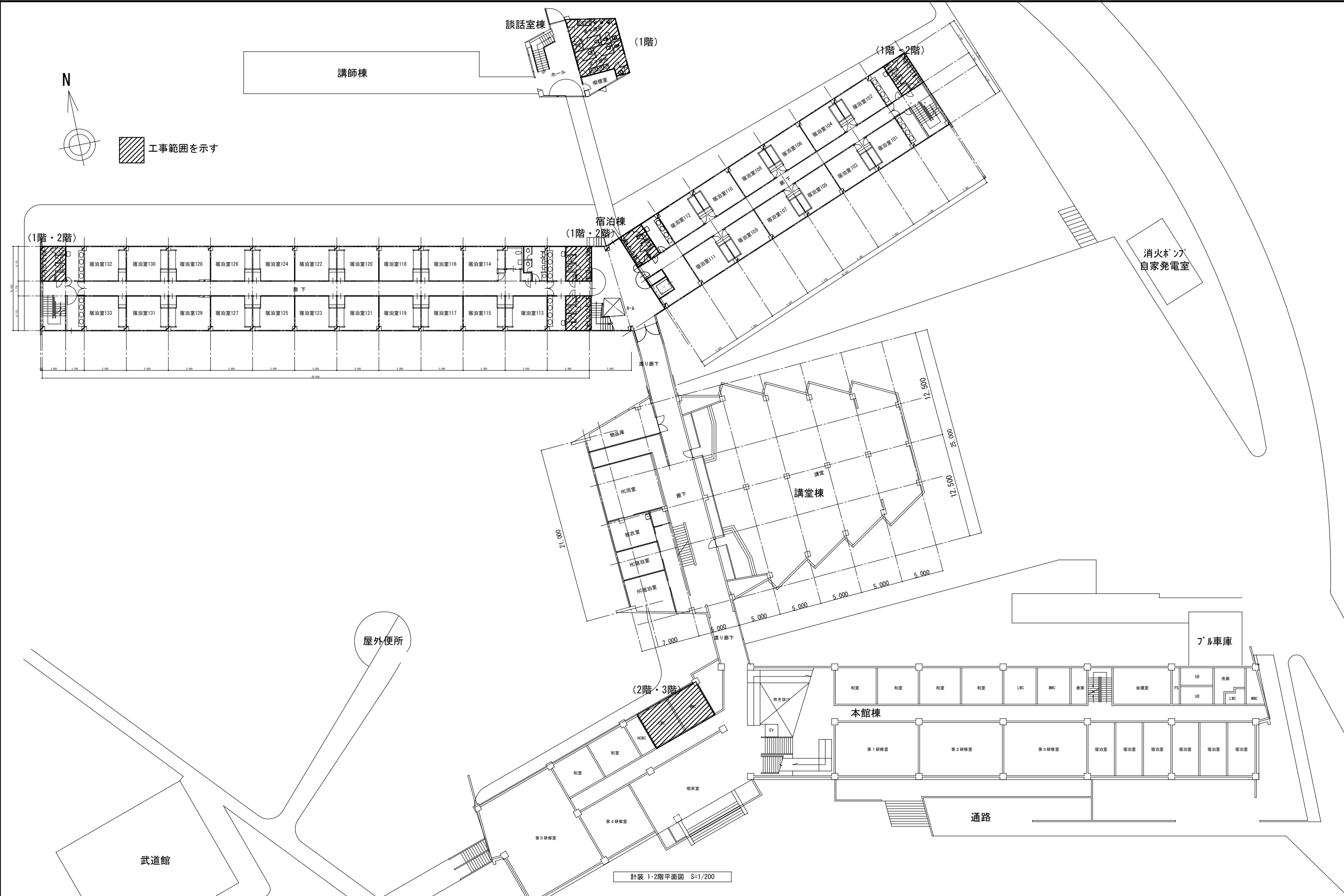
一級建築士事務所
新潟県知事登録
(イ) 第5129号
一級建築士登録
第 382384 号
中野 元

承認	審査	検図	製図	特記

改訂番号	改訂月日	改訂内容

独立行政法人国立青少年教育振興機構		
施設管理課長	施設管理課	担当

業務番号	工事名称
	国立青少年教育振興機構 国立登壇青少年交流の家機械設備改修工事
図面名称	空調設備 計装1・2階平面図

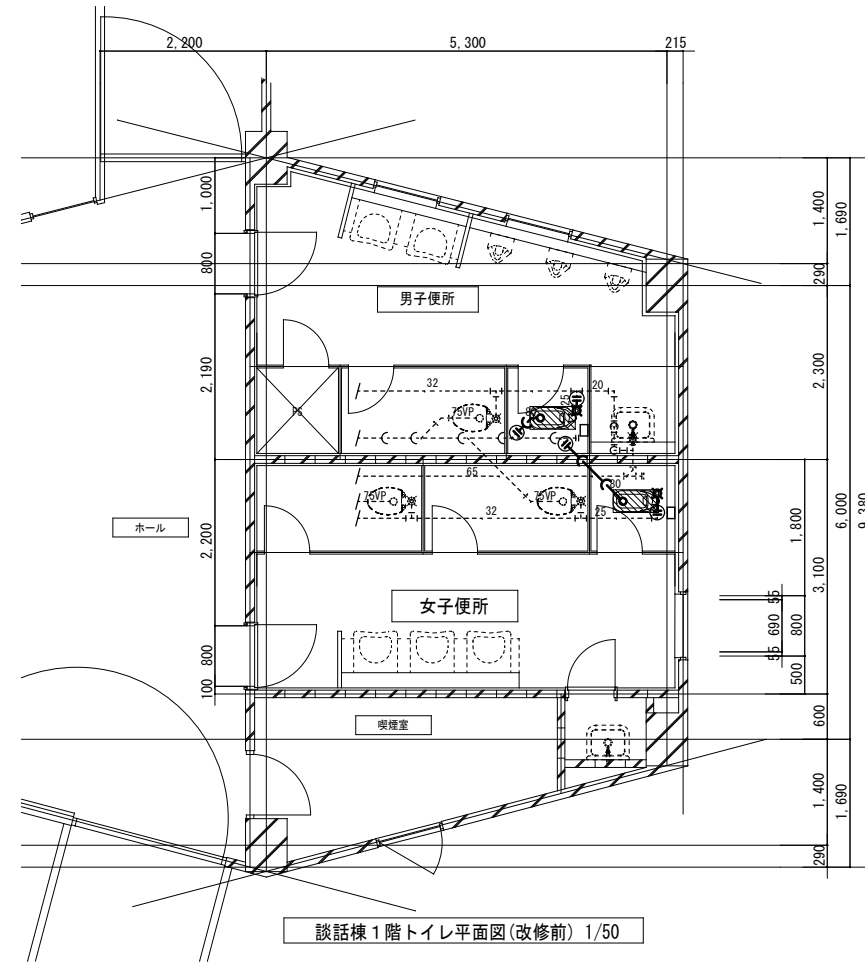


計装 1・2階平面図 S=1/200

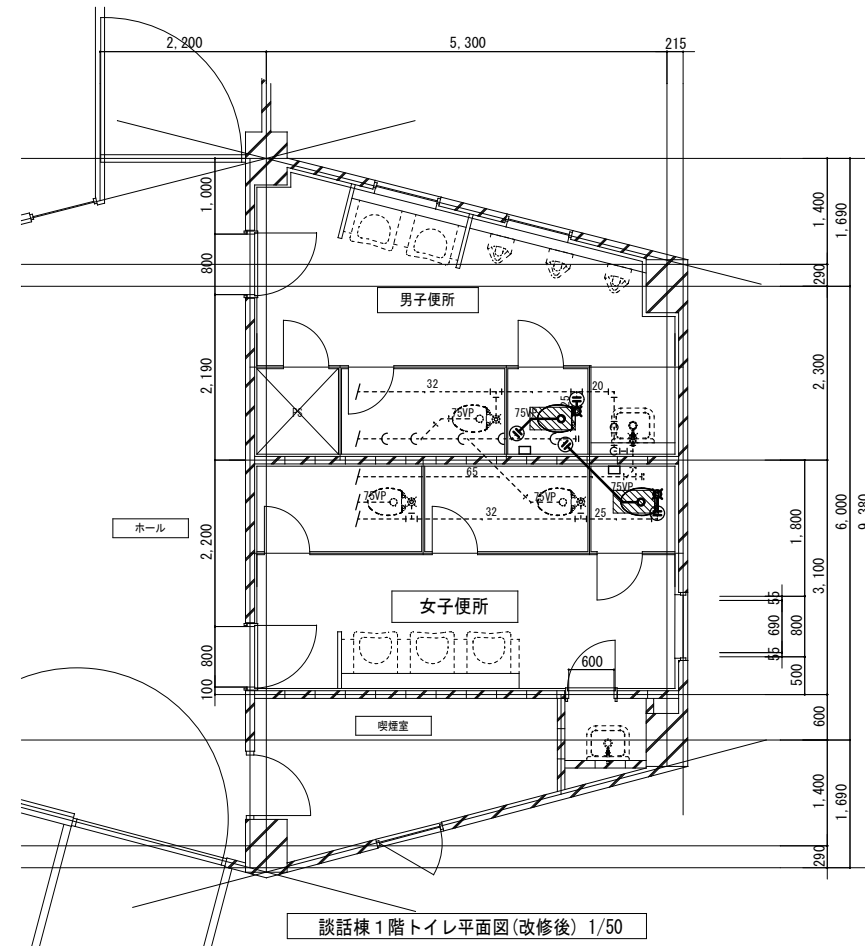
有限会社 オヤマツ設計事務所 一般建築士事務所 新潟県知事登録 (イ) 第5129号 一般建築士登録 第 382384 号 中野 元	承認	審査	検図	製図	特記	改訂番号	改訂月日	改訂内容	独立行政法人国立青少年教育振興機構 施設管理課長 施設管理課 技 師			業務番号	工事名称	国立青少年教育振興機構 国立磐梯青少年交流の家機械設備改修工事	図面名称	衛生設備 各棟位置図	縮尺	1/200	図面区分	機械設備	図面番号	M-15
														業務番号		図面名称	衛生設備 各棟位置図	縮尺	1/200	図面区分	機械設備	図面番号

衛生器具表 (新設)			講堂棟		宿泊棟								本館棟			
品名	記号 (上段:TOTO) (下段:LIXIL)	付属品器具	合計	1階		1階		2階		2階		2階		3階		
				男子便所	女子便所	西側便所1	東側便所1	東側便所2	西側便所1	西側便所2	東側便所1	東側便所2	男子便所	女子便所	男子便所	女子便所
洋風便器	CFS494NHNS、TCF5830S C-P25S、CW-PA11FL-NE	4.8L洗浄形、FV式、床ワジ、温水洗浄便座(瞬間式AC100V、1260W)	29	1	1	2	4	2	2	2	4	2	2	4	1	
紙巻器	YH117 CF-32H	SUS製1連紙巻器	29	1	1	2	4	2	2	2	4	2	2	4	1	

衛生器具表 (撤去)			講堂棟		宿泊棟								本館棟			
品名	記号	付属品器具	合計	1階		1階		2階		2階		2階		3階		
				男子便所	女子便所	西側便所1	東側便所1	東側便所2	西側便所1	西側便所2	東側便所1	東側便所2	男子便所	女子便所	男子便所	女子便所
和風便器フロッパー		F.V.(床給水)、付属品一式	29	1	1	2	4	2	2	2	4	2	2	4	1	
紙巻器		樹脂製、一連式	29	1	1	2	4	2	2	2	4	2	2	4	1	



凡例	
シンボル	摘要
	撤去配管 (太線)
	既設配管 (細線)
	撤去配管と既設配管の切断・接続位置を示す
	給水管 硬質ポリ粉体ライニング鋼管 (SGP-PB)
	排水管 配管用炭素鋼管 (白)
	汚水管 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管 (D-VA)
	VP 排水管 硬質塩化ビニル管
	和便撤去に伴う床解体・復旧範囲を示す。(別途建築工事)



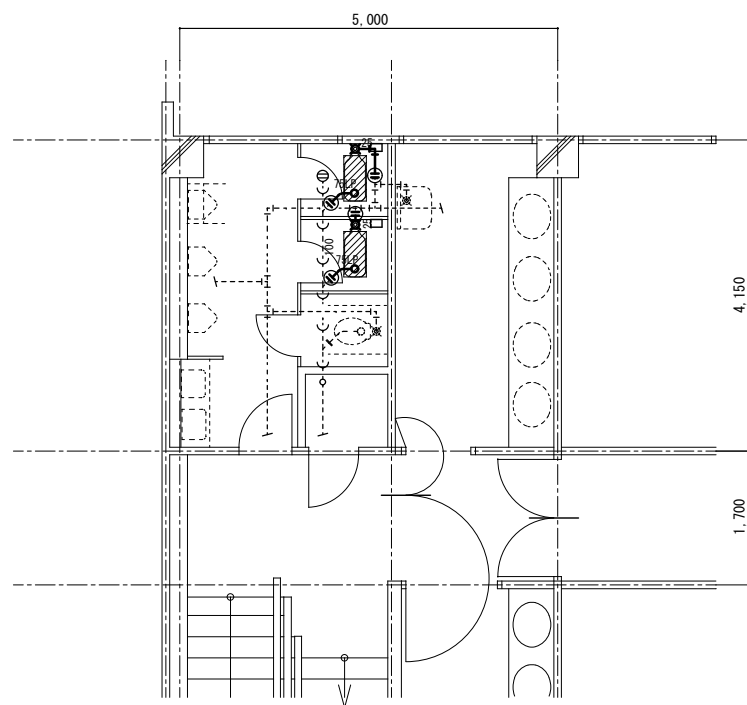
<床はつり箇所(厚さ120mm)>

名称	給水管 管径 サイズ	排水管 管径 サイズ	通気管 管径 サイズ	箇所数
(男子・女子便所)				
洋風大便器(FV)	25A	50φ		2

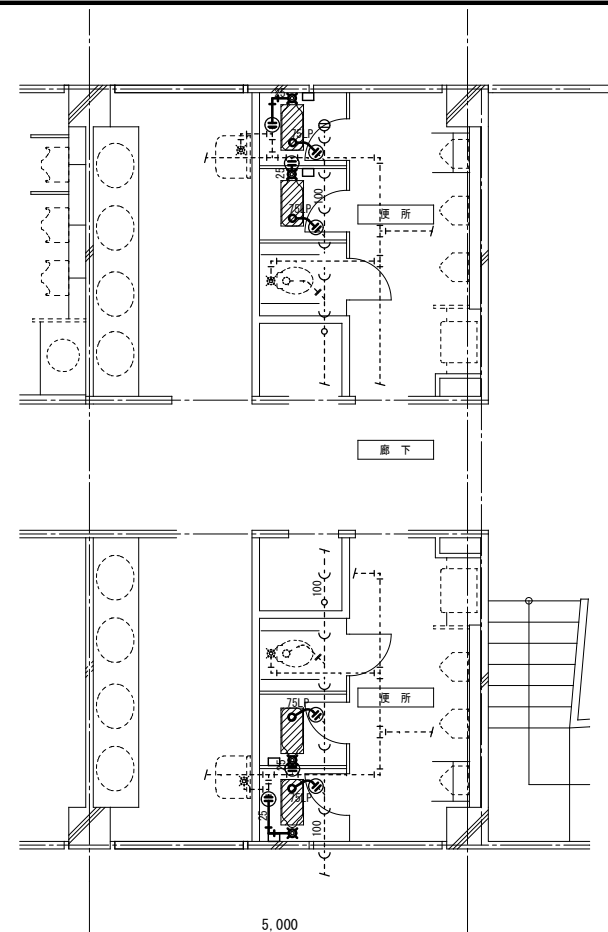
凡例	
シンボル	摘要
	新設配管 (太線)
	既設配管 (細線)
	新設配管と既設配管の切断・接続位置を示す
	給水管 硬質塩化ビニルライニング鋼管 (SGP-VB)
	VP 排水管 硬質塩化ビニル管
	和便撤去に伴う床解体・復旧範囲を示す。(別途建築工事)

※和風大便器の撤去は別途スラブ解体事業者による。
※排水管の立上げはスリーブによる対応とする。

凡例	
シンボル	摘要
———	撤去配管 (太線)
-----	既設配管 (細線)
⊕-----	撤去配管と既設配管の切断・接続位置を示す
———	給水管 硬質ポリ粉体ライニング鋼管 (SGP-PB)
———	排水管 配管用炭素鋼管 (白)
———	汚水管 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管 (D-VA)
———	VP 排水管 硬質塩化ビニル管
和便撤去に伴う床解体・復旧範囲を示す。(別途建築工事)	



宿泊棟(西側)トイレ平面図1 (改修前) 1/50



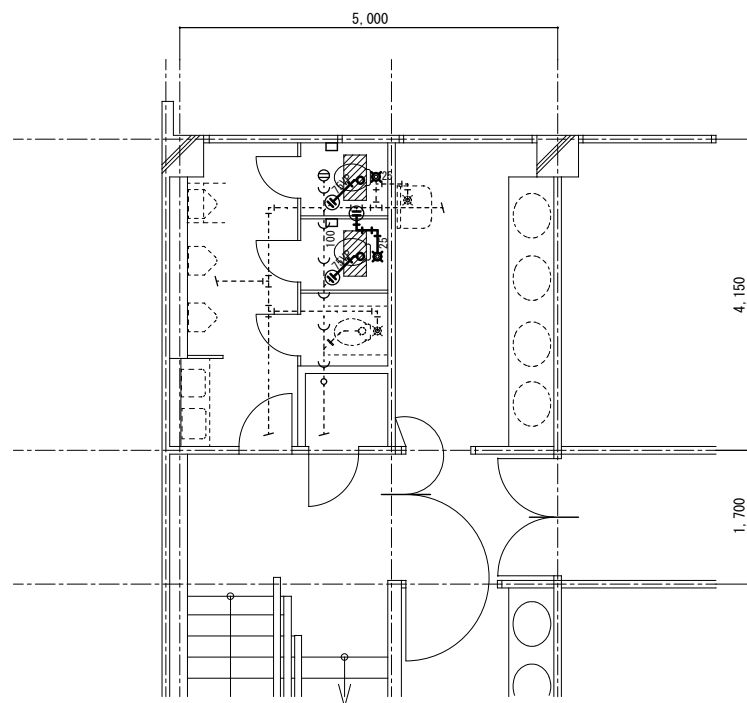
宿泊棟(西側)トイレ平面図2 (改修前) 1/50

<床はつり箇所(厚さ120mm)>

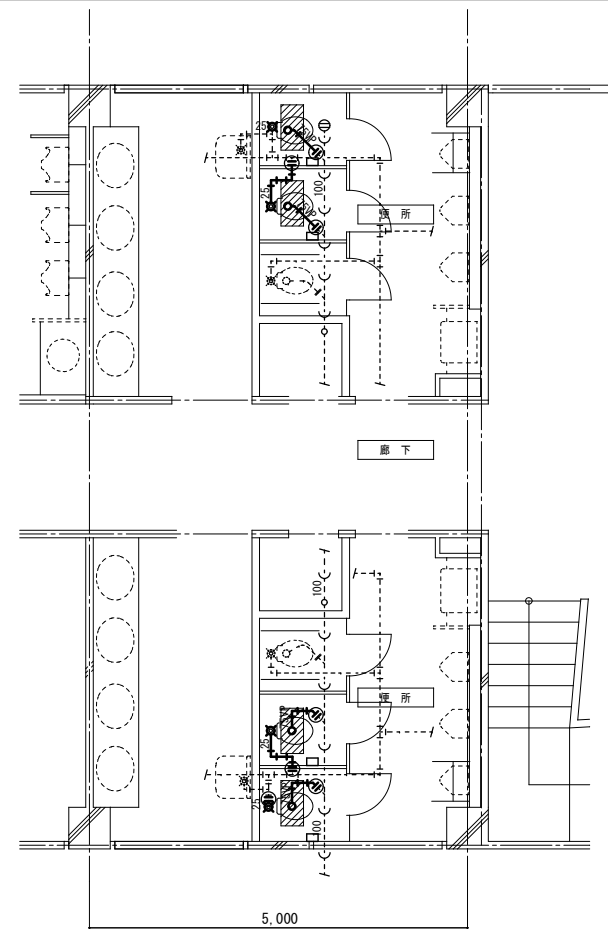
名称	給水管		排水管		通気管		箇所数
	管径	口径	管径	口径	管径	口径	
(男子・女子便所)							
洋風大便器 (FV)	25A	50φ					6

凡例	
シンボル	摘要
———	新設配管 (太線)
-----	既設配管 (細線)
⊕-----	新設配管と既設配管の切断・接続位置を示す
———	給水管 硬質塩化ビニルライニング鋼管 (SGP-VB)
———	VP 排水管 硬質塩化ビニル管
和便撤去に伴う床解体・復旧範囲を示す。(別途建築工事)	

※和風大便器の撤去は別途スラブ解体事業者による。
 ※排水管の立ち上げはスリーブによる対応とする。



宿泊棟(西側)トイレ平面図1 (改修後) 1/50



宿泊棟トイレ平面図1 (改修後) 1/50

有限会社 オヤマツ設計事務所

一級建築士事務所
 新潟県知事登録
 (イ) 第5128号
 一級建築士登録
 第 352384 号
 中野 元

承認	審査	検図	製図	特記

改訂番号	改訂月日	改訂内容

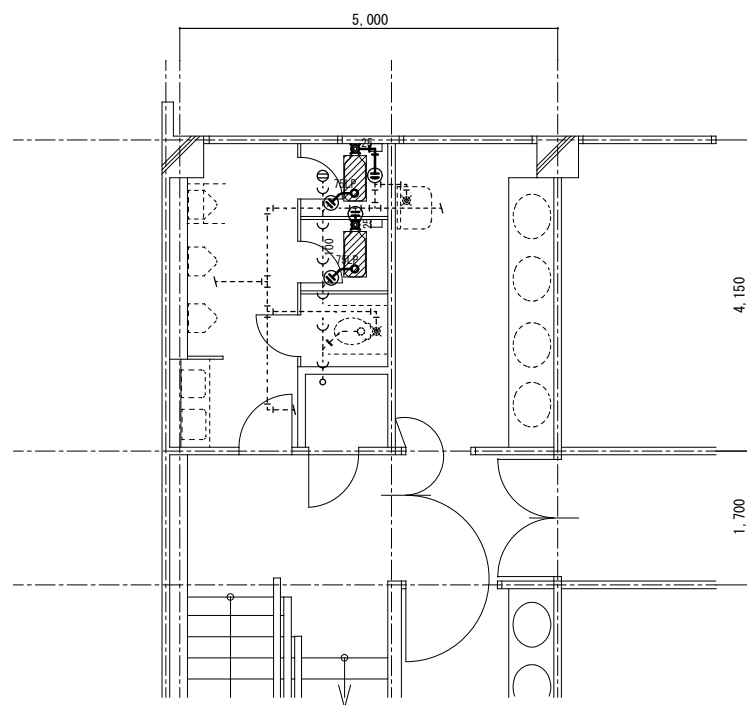
施設管理課長	施設管理課	担当

独立行政法人国立青少年教育振興機構
 業務番号
 工事名称
 国立青少年教育振興機構
 国立磐梯青少年交流の家機械設備改修工事

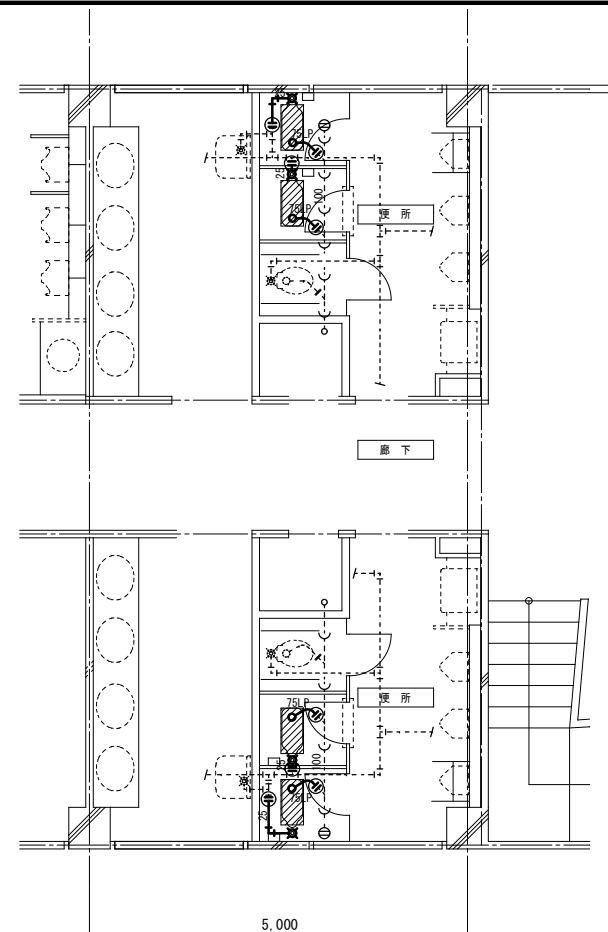
図面内容
 衛生設備 宿泊棟(西側)1階トイレ平面詳細図
 (改修前、改修後)

縮尺	図面番号	機械設備
1/50		機-17

凡例	
シンボル	摘要
———	撤去配管 (太線)
-----	既設配管 (細線)
⊕-----	撤去配管と既設配管の切断・接続位置を示す
———	給水管 硬質ポリ粉体ライニング鋼管 (SGP-PB)
———	排水管 配管用炭素鋼管 (白)
———	汚水管 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管 (D-VA)
———	VP 排水管 硬質塩化ビニル管
[斜線] 和便撤去に伴う床解体・復旧範囲を示す。(別途建築工事)	



宿泊棟(西側)トイレ平面図1 (改修前) 1/50



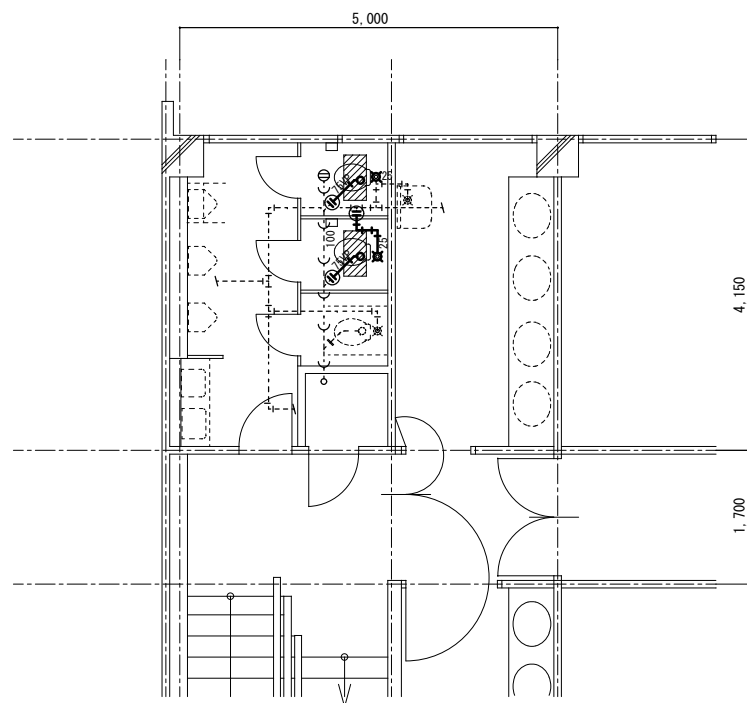
宿泊棟(西側)トイレ平面図2 (改修前) 1/50

<床はつり箇所(厚さ120mm)>

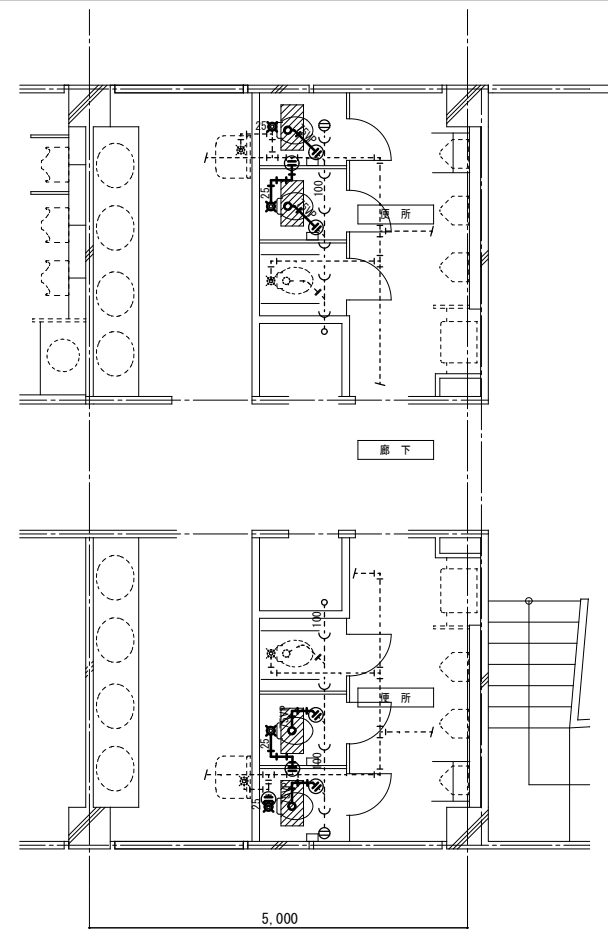
名称	給水管		排水管		通気管		箇所数
	管径 サイズ	接続 口径	管径 サイズ	接続 口径	管径 サイズ	接続 口径	
(男子・女子便所)							
洋風大便器(FV)	25A	50φ					6

凡例	
シンボル	摘要
———	新設配管 (太線)
-----	既設配管 (細線)
⊕-----	新設配管と既設配管の切断・接続位置を示す
———	給水管 硬質塩化ビニルライニング鋼管 (SGP-VB)
———	VP 排水管 硬質塩化ビニル管
[斜線] 和便撤去に伴う床解体・復旧範囲を示す。(別途建築工事)	

※和風大便器の撤去は別途スラブ解体事業者による。
※排水管の立ち上げはスリーブによる対応とする。



宿泊棟(西側)トイレ平面図1 (改修後) 1/50



宿泊棟トイレ平面図1 (改修後) 1/50

有限会社 オヤマツ設計事務所

一級建築士事務所
新潟県知事登録
(イ) 第5128号
一級建築士登録
第 35284 号
中野 元

承認	審査	検図	製図	特記

改訂番号	改訂月日	改訂内容

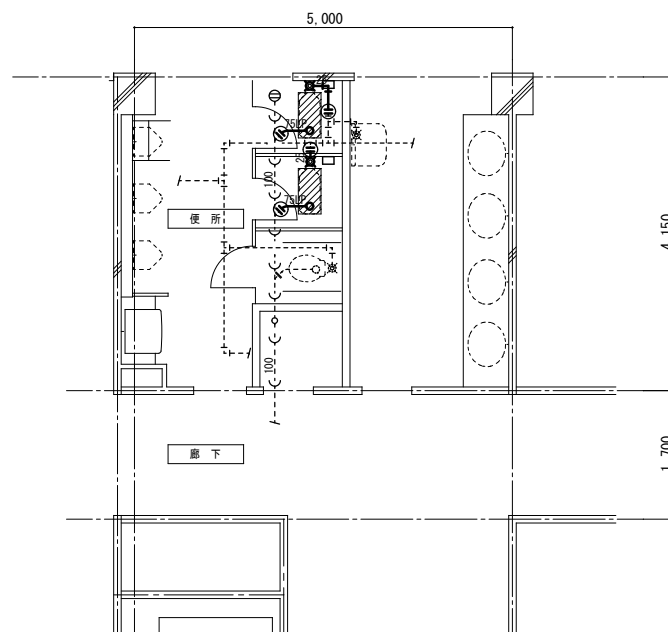
独立行政法人国立青少年教育振興機構		
施設管理課長	施設管理課	担当

業務番号		工事名称
		国立青少年教育振興機構 国立磐梯青少年交流の家機械設備改修工事

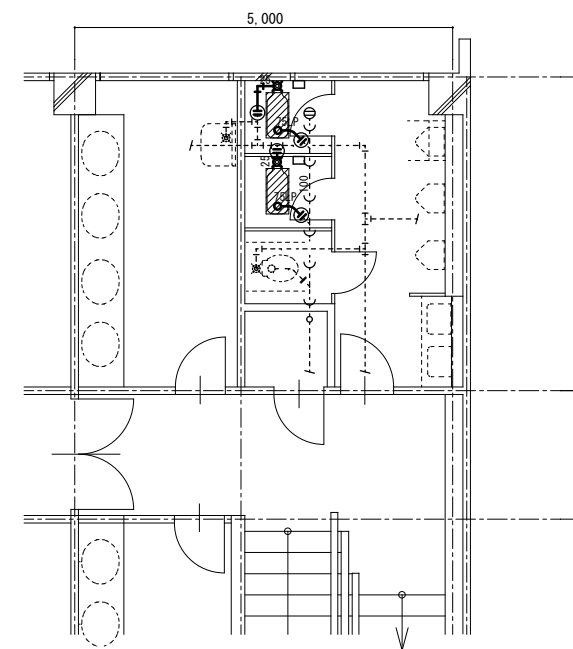
図面内容		縮尺	図面 番号	機械設備 番号
衛生設備 宿泊棟(西側)2階トイレ平面詳細図 (改修前、改修後)		1/50		M-18

凡例	
シンボル	摘要
—	撤去配管 (太線)
-----	既設配管 (細線)
⊕-----	撤去配管と既設配管の切断・接続位置を示す
—	給水管 硬質ポリプロピレン鋼管 (SGP-PB)
—	排水管 配管用炭素鋼管 (白)
—	汚水管 排水用硬質塩化ビニル鋼管 (D-VA)
—VP	排水管 硬質塩化ビニル管

和便撤去に伴う床解体・復旧範囲を示す。(別途建築工事)



宿泊棟(東側)トイレ平面図1 (改修前) 1/50



宿泊棟(東側)トイレ平面図2 (改修前) 1/50

<床はつり箇所(厚さ120mm)>

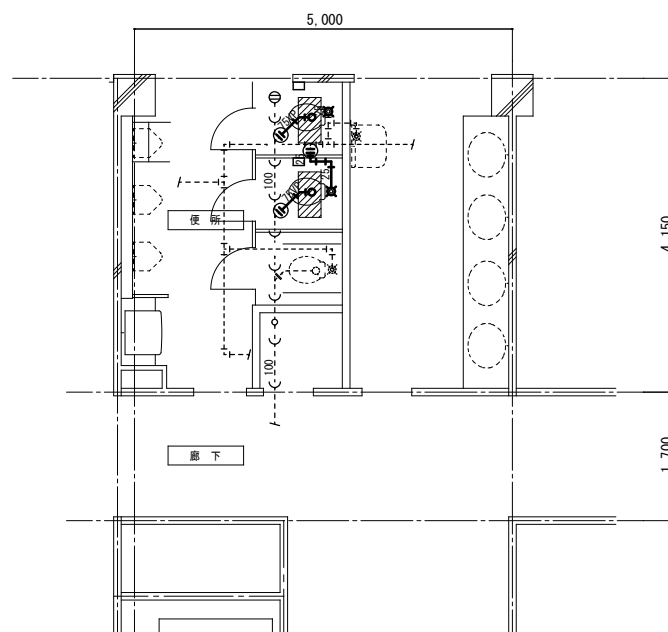
名称	給水管		排水管		通気管		箇所数
	管径 サイズ	種別 口径	管径 サイズ	種別 口径	管径 サイズ	種別 口径	
(男子・女子便所)							
洋風大便器(FV)	25A	50φ					4

凡例	
シンボル	摘要
—	新設配管 (太線)
-----	既設配管 (細線)
⊕-----	新設配管と既設配管の切断・接続位置を示す
—	給水管 硬質塩化ビニル鋼管 (SGP-VB)
—VP	排水管 硬質塩化ビニル管

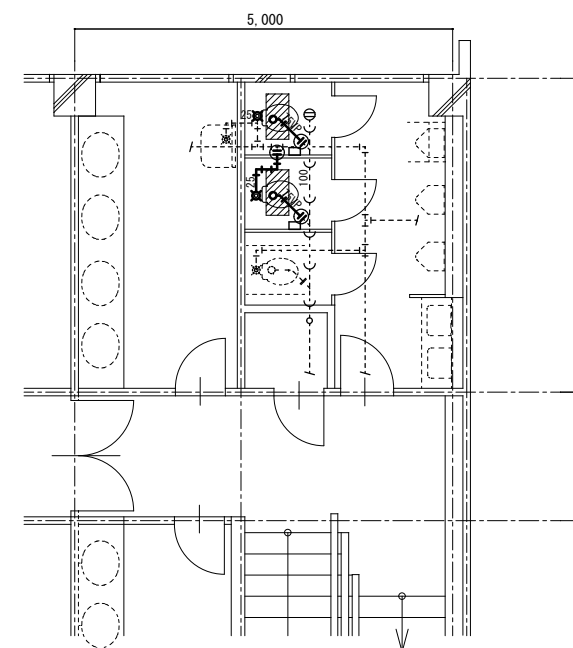
和便撤去に伴う床解体・復旧範囲を示す。(別途建築工事)

※和風大便器の撤去は別途スラブ解体事業者による。

※排水管の立ち上げはスリーブによる対応とする。



宿泊棟トイレ平面図2 (改修後) 1/50



宿泊棟(東側)トイレ平面図2 (改修後) 1/50

有限会社 オヤマツ設計事務所

一級建築士事務所
新潟県知事登録
(イ) 第5128号
一級建築士登録
第 352384 号
中野 元

承認

審査

検図

製図

特記

改訂番号

改訂月日

改訂内容

独立行政法人国立青少年教育振興機構

業務番号

工事名称

国立青少年教育振興機構
国立磐梯青少年交流の家機械設備改修工事

図面内容

衛生設備 宿泊棟(東側)1階トイレ平面詳細図
(改修前、改修後)

縮尺

1/50

図面区分

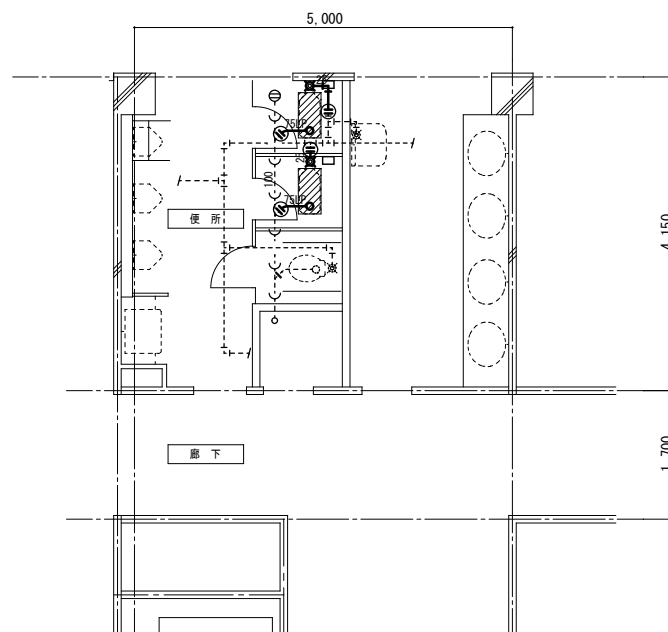
機械設備

図面番号

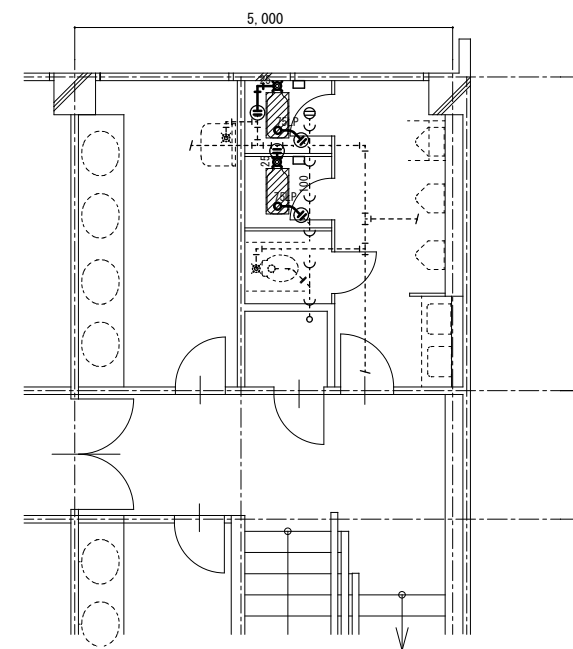
機-19

凡例	
シンボル	摘要
—	撤去配管 (太線)
----	既設配管 (細線)
⊙-----	撤去配管と既設配管の切断・接続位置を示す
—	給水管 硬質ポリ塩化ビニル鋼管 (SGP-PB)
—	排水管 配管用炭素鋼鋼管 (白)
—	汚水管 排水用硬質塩化ビニル鋼管 (D-VA)
—VP	排水管 硬質塩化ビニル管

和便撤去に伴う床解体・復旧範囲を示す。(別途建築工事)



宿泊棟(東側)トイレ平面図1 (改修前) 1/50



宿泊棟(東側)トイレ平面図2 (改修前) 1/50

<床はつり箇所(厚さ120mm)>

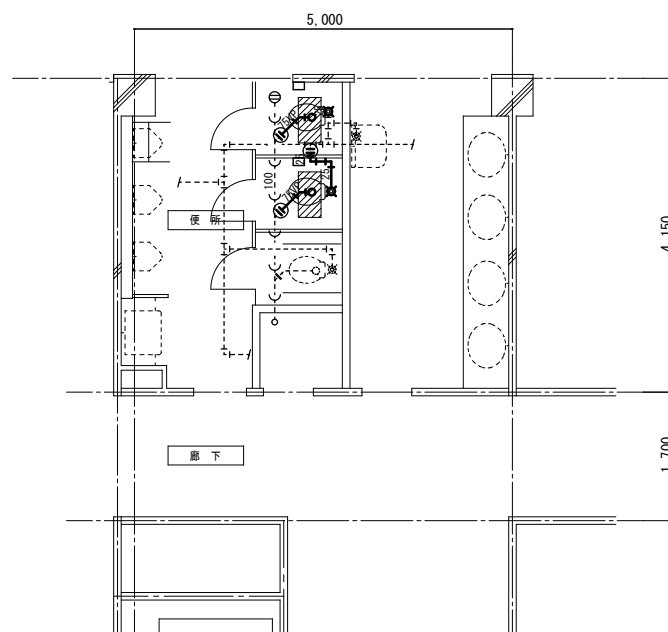
名称	給水管		排水管		通気管		箇所数
	管径 サイズ	管径 口径	管径 サイズ	管径 口径	管径 サイズ	管径 口径	
(男子・女子便所)							
洋風大便器(FV)	25A	50φ					4

凡例	
シンボル	摘要
—	新設配管 (太線)
----	既設配管 (細線)
⊙-----	新設配管と既設配管の切断・接続位置を示す
—	給水管 硬質塩化ビニル鋼管 (SGP-VB)
—VP	排水管 硬質塩化ビニル管

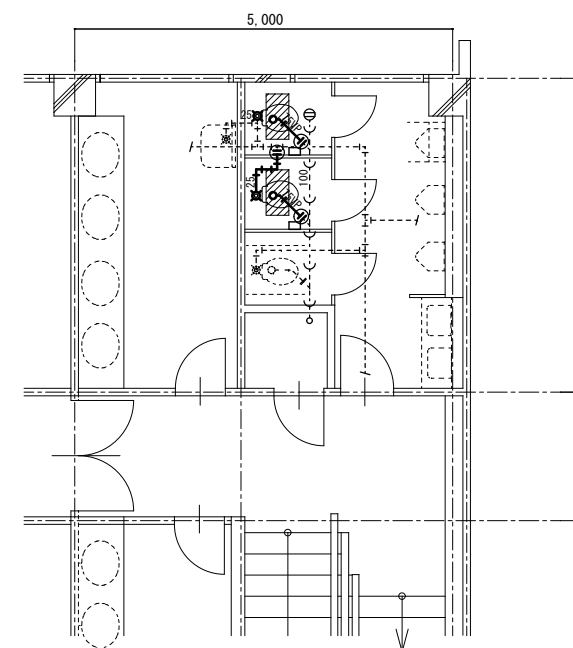
和便撤去に伴う床解体・復旧範囲を示す。(別途建築工事)

※和風大便器の撤去は別途スラブ解体事業者による。

※排水管の立ち上げはスリーブによる対応とする。



宿泊棟トイレ平面図2 (改修後) 1/50



宿泊棟(東側)トイレ平面図2 (改修後) 1/50

有限会社 オヤマツ設計事務所

一級建築士事務所
新潟県知事登録
(イ) 第5128号
一級建築士登録
第 352384 号
中野 元

承認

審査

検図

製図

特記

改訂番号

改訂月日

改訂内容

独立行政法人国立青少年教育振興機構

業務番号

工事名称

国立青少年教育振興機構
国立磐梯青少年交流の家機械設備改修工事

施設管理課長

施設管理課

担当

図面内容

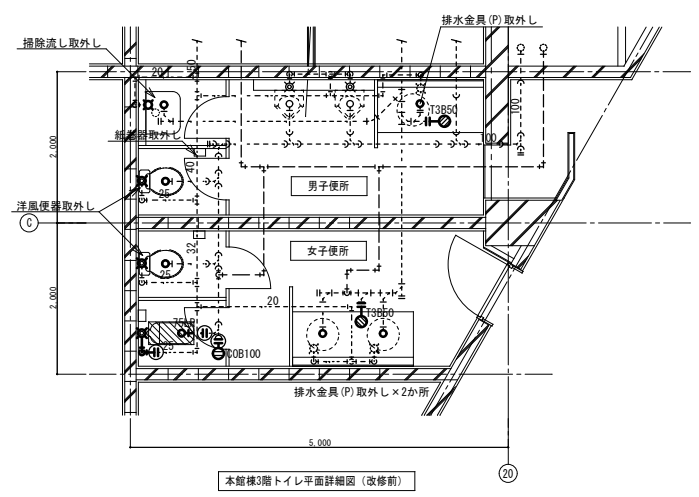
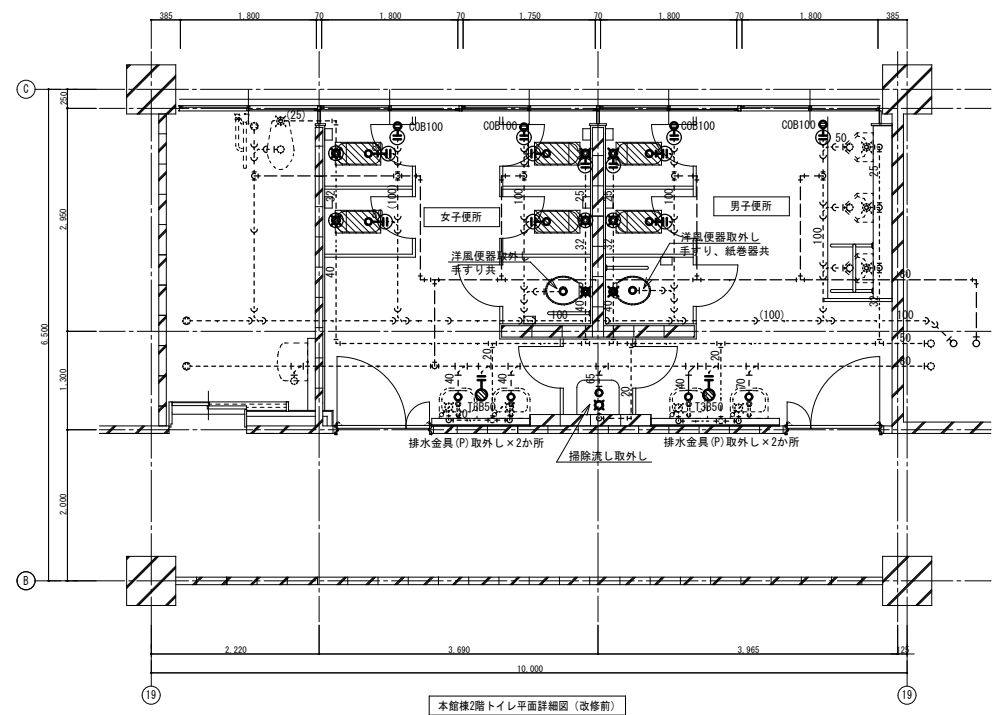
衛生設備 宿泊棟(東側)2階トイレ平面詳細図
(改修前、改修後)

縮尺

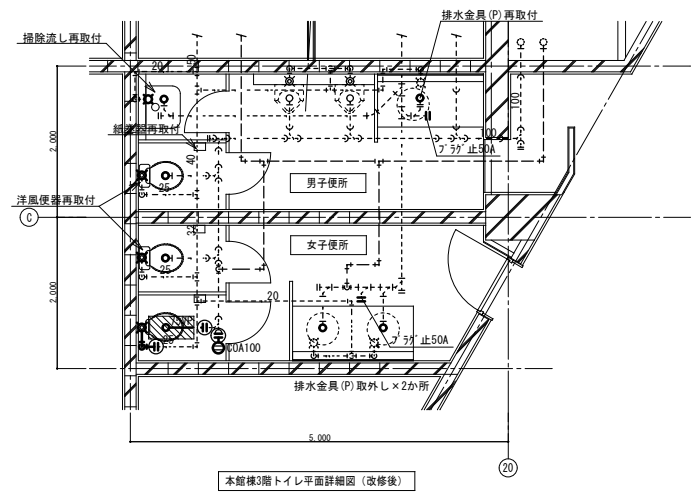
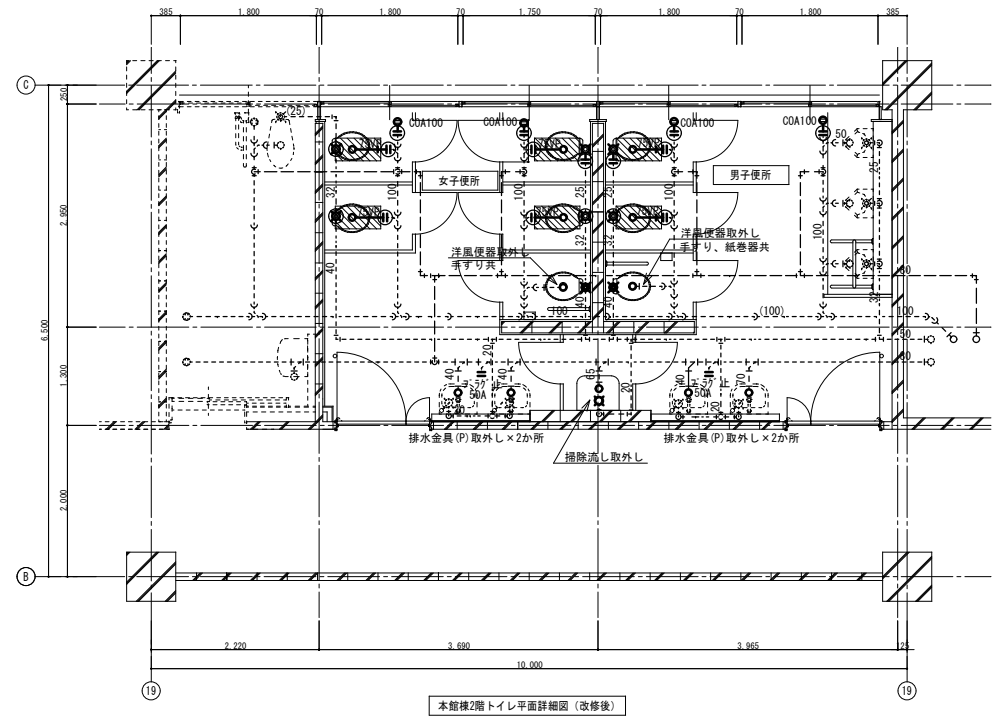
1/50

図面区分

機械設備
図面番号
M-20



凡例	
シンボル	摘要
— (thick line)	撤去配管 (太線)
--- (thin line)	既設配管 (細線)
⊕ (dashed line)	撤去配管と既設配管の切断・接続位置を示す
— (solid line)	給水管 硬質ポリ粉体ライニング鋼管 (SGP-PB)
— (solid line)	排水管 配管用炭素鋼管 (白)
— (solid line)	汚水管 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管 (D-VA)
— (solid line)	VP 排水管 硬質塩化ビニル管
▨ (hatched)	和便撤去に伴う床解体・復旧範囲を示す。(別途建築工事)



<床はつり箇所(厚さ120mm)>

名称	給水管 管径はつり サイズ 口径	排水管 管径はつり サイズ 口径	通気管 管径はつり サイズ 口径	箇所数
(男子・女子便所)				
洋風大便器(FV)	25A	50φ		7
掃除口		100A	150φ	5

凡例	
シンボル	摘要
— (thick line)	新設配管 (太線)
--- (thin line)	既設配管 (細線)
⊕ (dashed line)	新設配管と既設配管の切断・接続位置を示す
— (solid line)	給水管 硬質塩化ビニルライニング鋼管 (SGP-VB)
— (solid line)	VP 排水管 硬質塩化ビニル管
▨ (hatched)	和便撤去に伴う床解体・復旧範囲を示す。(別途建築工事)

※和風大便器の撤去は別途スラブ解体事業者による。
 ※大便器排水管の立ち上げはスリーブによる対応とする。